

兵庫県地域防災計画

(大規模事故災害対策計画)

令和6年11月修正

兵庫県防災会議

兵庫県地域防災計画（大規模事故災害対策計画）

R6年11月修正

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策及び資料編から構成される兵庫県地域防災計画のうち、大規模事故災害対策計画を記載したものである。

目次

第1編 総則

第1節 計画の趣旨	1
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱	3
第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等	
第1款 空港の整備状況等	8
第2款 鉄道の整備状況等	14
第3款 道路の整備状況等	21

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	27
第2章 交通の安全性の確保	
第1節 交通の安全のための情報の充実	33
第2節 安全な運航（運行）の確保	35
第3節 航空機、鉄道車両等の安全性の確保	37
第3章 情報の収集・伝達体制の整備	
第1節 情報の収集・伝達体制の整備	38
第2節 災害応急活動体制の整備	39
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	41
第4節 緊急輸送活動等への備え	44
第5節 雑踏事故の予防	46
第6節 防災関係機関の防災訓練の実施	48
第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	49

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	51
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	
第1節 情報の収集・伝達	71
第2節 動員の実施	87
第3節 組織の設置	91
第4節 防災関係機関等との連携促進	
第1款 関係機関との連携	94
第2款 自衛隊への派遣要請	98
第5節 専門家・専門機関等への協力要請	103
第3章 円滑な災害応急活動の展開	
第1節 救援・救護活動等の実施	
第1款 捜索、救助、消火及び避難誘導活動	105

第2款 医療活動等の実施	108
第3款 特殊な医療活動等への対応	112
第2節 緊急輸送活動及び代替輸送	115
第3節 こころのケア対策の実施	117
第4節 遺体の保存、身元確認等の実施	119
第5節 雑踏事故の応急対応	121
第6節 危険物等への対策の実施	123
第7節 災害情報の提供と相談活動の実施	
第1款 災害広報の実施	126
第2款 各種相談の実施	128

第4編 災害復旧計画

第1節 基本方針	131
第2節 空港関係施設等の復旧	131
第3節 鉄道関係施設等の復旧	131
第4節 道路関係施設等の復旧	131

第 1 編 總 則

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条の規定に基づき、兵庫県の地域「石油コンビナート等災害防止法」（昭和50年12月17日法律第84号）に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害対策のうち、航空災害、鉄道災害、道路災害等の大規模事故災害に関する対策について、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画

2 災害の範囲

この計画における「大規模事故災害」とは、次の場合を指す。

この計画は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に適用する。

- (1) 兵庫県内において、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合
(航空災害)
- (2) 兵庫県内において、鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生した場合
(鉄道災害)
- (3) 兵庫県内において、道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故等により多数の死傷者等が発生した場合等
(道路災害等)

3 計画の性格と役割

- (1) この計画は、大規模事故災害に関して、県、市町その他の防災関係機関等の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示す。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。
 - ① 県、市町その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び大規模事故災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。
 - ② 市町においては、市町地域防災計画を作成する場合に当たっての指針となること。
 - ③ 関係団体や県民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。
- (3) この計画は、大規模事故災害の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。
- (4) 意図的に大規模事故災害が引き起こされた場合においても、原則としてこの計画の規定に沿って対応することとする。
- (5) この計画に特別の定めがない事項については、兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画）の規定に準じて対応することとする。

4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 災害予防計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 交通の安全性の確保

[第3章] 災害応急対策への備えの充実

第3編 災害応急対策計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 迅速な災害応急活動体制の確立

[第3章] 円滑な災害応急活動の展開

第4編 災害復旧計画

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関は、大規模事故災害の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理することとする。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用	
近畿厚生局		救護等に係る情報の収集及び提供	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導	
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄	1 直轄公共事業の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止	直轄公共土木施設の復旧
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び連絡 2 緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整 3 特に必要があると認める場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供
神戸運輸監理部(兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集	
大阪航空局(大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遺難航空機の捜索及び救助	航空保安施設の復旧

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部 とする。	災害応急資機材の整備・保管	1 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 2 海上における人命救助 3 避難者、救援物資等の緊急輸送 4 海上における流出油等事故に関する防除措置 5 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するための観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保	

第2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
陸上自衛隊第3師団 (中部方面特科連隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施	

第3 兵庫県

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
教育委員会	交通安全教育、防災教育の実施	被災児童・生徒の調査及びこころのケア	
警 察 本 部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	
知事部局 企業庁 病院局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する実習の実施 8 防災訓練等の実施 9 県所管施設の整備と防災管理 10 交通安全対策の推進	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置・運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 被災者の救援・救護活動等の実施 7 交通・輸送対策の実施 8 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

第4 市町

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
市 町	1 地域防災基盤の整備 2 防災に関する組織体制の整備 3 防災施設・設備等の整備 4 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 5 防災に関する学習の実施 6 防災訓練の実施 7 市町所管施設の整備と防災管理	1 市町の地域に係る災害応急対策の総合的推進 2 情報の収集・伝達 3 災害応急対応に係る組織の設置・運営 4 被災者の救援・救護活動等の実施 5 交通・輸送対策の実施 6 市町所管施設の災害応急対策の実施	1 市町の地域に係る災害復旧の事務又は業務の実施 2 市町所管施設の復旧

第5 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による 心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)		災害情報の放送	
西日本高速道路 株式会社（関西支社）	有料道路（所管）の整備と防災 管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧
阪神高速道路株 (管理本部神戸管理 保全部)	有料道路（所管）の整備と防災 管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧
本州四国連絡高速 道路株 (神戸管理センター) (鳴門管理センター)	有料道路（所管）の整備と防災 管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧
西日本旅客鉄道株 (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧
西日本電信電話株 (兵庫支店) 株NTTドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ（株）	電気通信設備の整備と防災管 理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
日本通運株 (各 支 店)		災害時における緊急陸上輸送	
KDDI株 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管 理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク株	電気通信設備の整備と防災管 理	電気通信の疎通確保と設備の応急対 策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル株	電気通信設備の整備と防災管 理	電気通信の疎通確保と設備の応急対 策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護	
新関西国際空港株 (関西エアポート株)	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港 施設の機能確保	被災空港施設の復旧

第6 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
鉄道輸送機関 山陽電気鉄道(株) 阪急電鉄(株) 阪神電気鉄道(株) 神戸電鉄(株) 神戸高速鉄道(株) 神戸新交通(株) 能勢電鉄(株) 北条鉄道(株) 北近畿タンゴ鉄道(株) WILLER TRAINS(株) 智頭急行(株) JRこうべ未来都市機構 六甲山観光(株)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧
道路輸送機関 神姫バス(株) 淡路交通(株) 全但バス(株) 阪急バス(株) 阪神バス(株) 一般社団法人 兵庫県トラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	
道路管理団体 兵庫県道路公社 芦有ドライブウェイ(株)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の災害応急対策の実施	被災有料道路(所管)の災害復旧
放送機関 (株)ラジオ関西 (株)サンテレビジョン 兵庫エフエム放送(株)		災害情報の放送	
公益社団法人 兵庫県看護協会		災害時における医療救護 避難者の健康対策	
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的支援

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第1款 空港の整備状況等

第1 趣旨

兵庫県に係る空港の整備状況等を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内容

1 区分

空港は、飛行場とヘリポートに区分される。飛行場は、さらに公用飛行場と非公用飛行場に区分され、公用飛行場としては、空港法（昭和31年4月20日法律第80号）に基づき、拠点空港、地方管理空港、共用空港及びその他の空港に区分される。

兵庫県内には、拠点空港として大阪国際空港、地方管理空港として神戸空港、その他の空港として但馬空港がある。

一方、ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公用、常設で特定のヘリコプターのみの利用を対象とする非公用、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第79条による離着陸場で国土交通大臣の許可を受けた特定のヘリコプターのみが特定の期間利用できる臨時用の3種類あり、兵庫県内では、非公用として兵庫県庁、兵庫県警察、明石川崎、NTT神戸中央ビル、兵庫県立災害医療センター、三木防災の6箇所、臨時用として265箇所ある。

2 空港の整備状況

(1) 大阪国際空港

① 空港の概要

ア 設置管理者 新関西国際空港株式会社
イ 運営権者 関西エアポート株式会社
ウ 設置場所 伊丹市、豊中市、池田市
エ 滑走路長 A : 1,828m、B : 3,000m
オ 面積 312ha
カ 開港 昭和14年1月

② 空港の利用状況

27路線 185便／日（通常期）

(2) 但馬空港

① 空港の概要

ア 設置管理者 兵庫県
イ 運営権者 但馬空港ターミナル株式会社
ウ 設置場所 豊岡市
エ 滑走路長 1,200m（標高：176m） 1本
オ 面積 37.9ha
カ 開港 平成6年5月

② 空港の利用状況

伊丹・但馬間 2便/日（朝・夕）

(3) 神戸空港

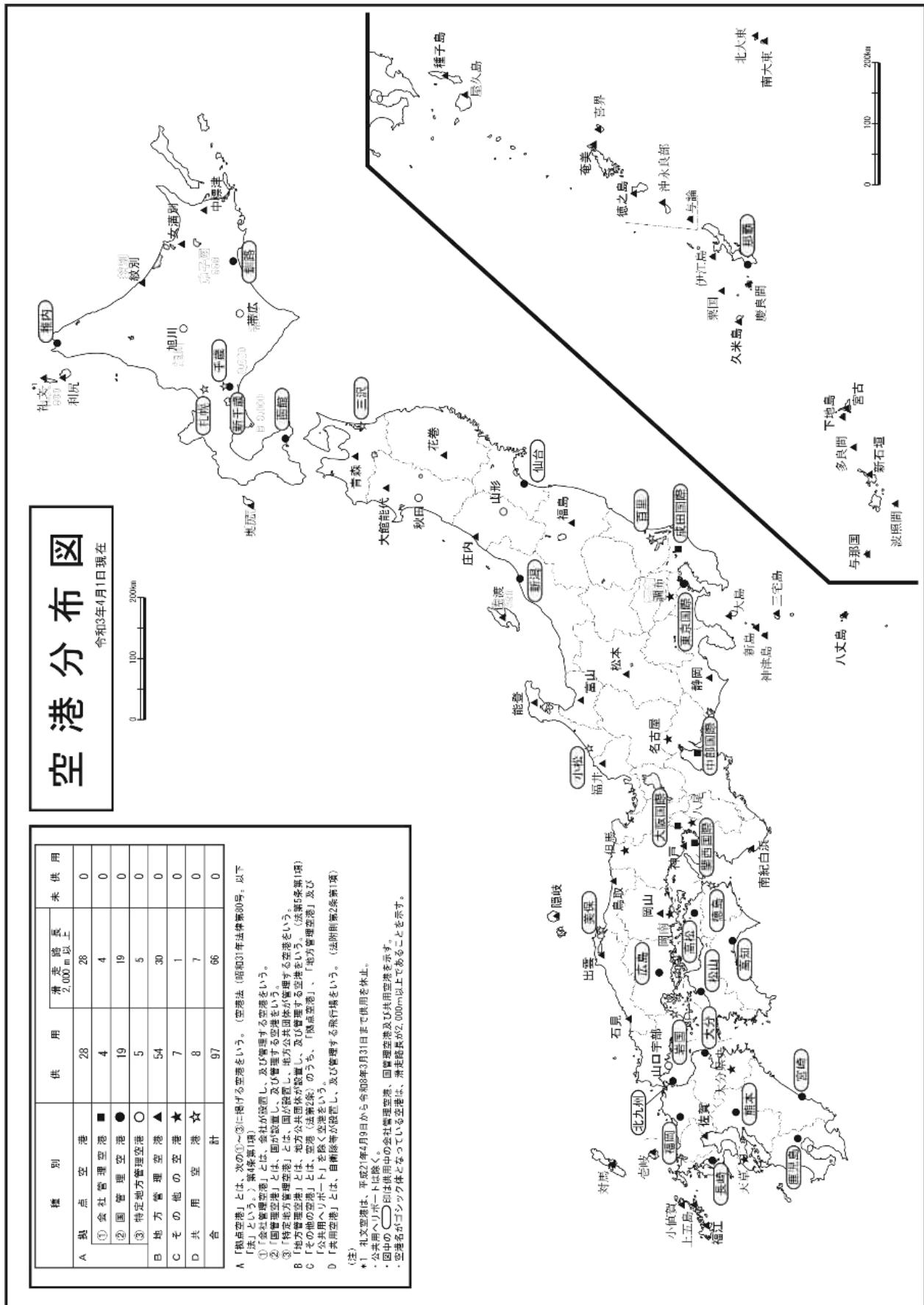
① 空港の概要

ア 設置管理者 神戸市
イ 運営権者 関西エアポート神戸(株)
ウ 設置場所 ポートアイランド（1期）南約3km
エ 滑走路長 2,500m 1本
オ 面積 272ha (空港関連用地を含めた空港島全体)
カ 開港 平成18年2月

② 空港の利用状況

12都市、40往復／日 (通常期)

3 空港分布図



4 航空事故件数の推移

(1) 航空事故の種類

航空事故の特徴として、旅客機の大型化に伴い、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれが大きくなっていること、特に局所的に甚大な人的被害が発生するおそれがあることが挙げられる。

飛行フェーズ別に見た事故の発生は、着陸前8分と離陸後3分の時間帯に、約7割の事故が集中している。

事故の種類は、墜落、地形・障害物との衝突、着陸失敗、オーバーラン等、空中衝突などがある。

飛行フェーズと重大航空事故の関係

飛行フェーズ	件 数 (%)
駐 機	26 (1.0)
走 行	18 (0.7)
離陸走行	60 (2.4)
離 陸 時	62 (2.5)
上 昇	496 (19.8)
巡 航	602 (24.1)
降 下	795 (31.8)
着 陸 時	229 (9.2)
着陸走行時	43 (1.7)
旋 回	67 (2.7)
不 時 着	25 (1.0)
訓 練・試 験	23 (0.9)
そ の 他	40 (1.6)
不 明	14 (0.6)
計	2,500 (100.0)

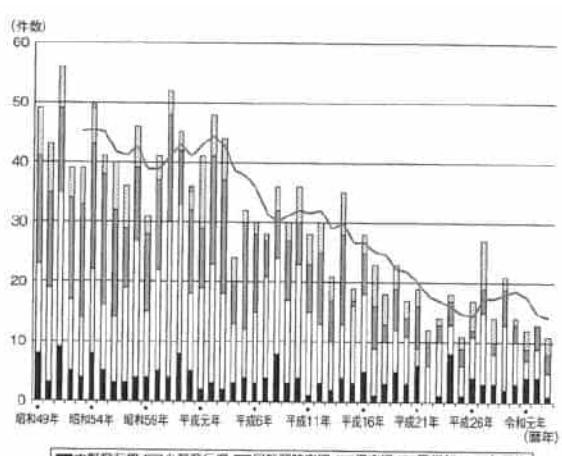
航空死亡事故の形態

事故の形態	件数 (%)
墜落	1,063 (49.4)
地形・障害物との衝突	651 (30.0)
着陸失敗	89 (4.1)
オーバーラン等	68 (3.2)
空中衝突	66 (3.1)
不時着	61 (2.8)
爆発(破)・撃墜	38 (1.8)
地上衝突	13 (0.6)
機内火災	12 (0.6)
機材損傷軽微	21 (1.0)
不明・その他	68 (3.2)
計	2,150 (100.0)

出典：「航空事故データベースの構築と解析並びに構造破壊事故例の研究」（寺田博之ほか4名、95年）

(2) わが国における民間航空事故の推移

全体では減少傾向にある。また、大型飛行機による事故は年数件程度であり、小型飛行機、回転翼航空機等による事故が大半を占めている。

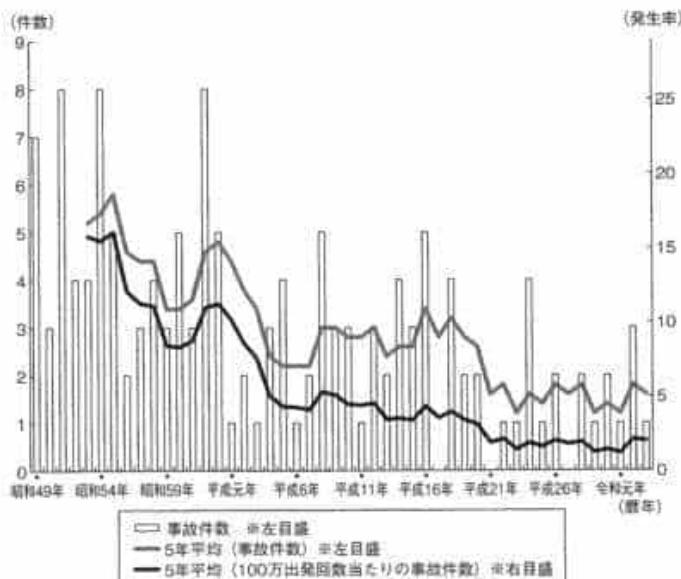


(注) (1) わが国の領域で発生した事故(外国機に係る事故を含む)及び公海上で発生したわが国の航空機による事故である。
(2) 平成10年以前は機内火災を含む。
(3) 小型飛行機には超軽量動力機を含む。
(4) 回転翼航空機にはジャイロプレーンを含む。

出典：数字で見る航空 2022

(3) わが国の航空会社による事故件数及び発生率の推移

わが国の航空会社による事故件数は、この30年あまりの間で約2分の1に減少している。また、この間輸送量は増加してきているが、事故の発生率は約5分の1に減少している。



(注) (1) 東邦航空運送事業者による大型飛行機に係る事故のうち、わが国の領域及び公海上で発生した事故である。
(2) 平成10年以前は機内座席を含む。

出展：数字で見る航空 2022

5 過去の事故例

空港内における事故例、空港外における事故例及び県内における事故例について、それぞれ近年の代表的なものを示す。

(1) 空港内における事故例

災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要
羽田空港 航空機衝突事故	2024. 01. 02	日本航空機: エアバスA350-9 海上保安庁機: ボンバルディア式DHC8-300	東京国際空港（羽田）	日本航空機: 負傷者等15名 海上保安庁機: 死者5名 負傷者1名	日本の東京都大田区の東京国際空港（羽田空港）に着陸した日本航空（JAL）516便と、離陸のため誤つて滑走路に侵入していた海上保安庁（海保）の航空機が滑走路で衝突したもの。
ガルーダインドネシア航空機炎上事故	1996. 06. 13	ダグラスDC-10-30	福岡空港	死者 3 名 負傷者109名 ※乗員乗客 275名中	事故機は、離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に、草地上を滑走した後、滑走路から約320m離れた県道の法面（コンクリート製）にエンジン下部及びランディングギアを激突させ、滑走路から約620m離れた騒音対策用の緩衝緑地内で停止し、大破・炎上したもの。
中華航空機墜落事故	1994. 04. 26	エアバス・インダストリーA300-B4-622R	名古屋空港	死者264名 負傷者 7 名 ※乗員乗客 271名中	事故機は、名古屋空港に進入中、空港誘導路の着陸帯内に墜落し、大破・炎上したもの。

(2) 港外における事故例

災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要
日本航空ジャンボ機墜落事故	1985.08.12	ボーイング747SR-100	群馬県多野郡上野村	死者520名 負傷者4名 ※乗員乗客524名中	事故機は、東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中、伊豆半島南部の東岸上空に差し掛かる直前、異常事態が発生し、約30分飛行した後、18時56分頃、山中に墜落し、大破・炎上したもの。

(3) 県内における事故例

災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要
小型機オーバーラン	2013.07.21	ガルフストリーム・エアロスペース式AG-5B型	但馬飛行場付近	重傷1名 軽傷2名	当該機は、7月21日12時09分福井空港を離陸し、飛行中、エンジンに不調が感じられたため、但馬飛行場に目的地を変更し、着陸しようとした際、同飛行場南側にあるガードレールに機体が接触し、斜面に不時着した。
阪急航空ヘリ墜落事故	1991.08.05	エアロスパシアルSA365N (回転翼航空機)	美方郡村岡町	死者8名 ※乗員乗客全員死亡	事故機は、美方郡温泉町の場外離着陸場から神戸市の神戸ヘリポートに向けて飛行中、17時1分頃、村岡町の大峰山山頂付近の斜面に衝突し、大破・炎上したもの。

6 災害の想定

消防活動等に関し、空港管理者と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により次の2つの災害を想定する。

- ① 県内の空港（大阪国際空港及び神戸空港、但馬空港）及びその周辺における航空機の墜落等
- ② それ以外の地域における航空機の墜落等

なお、②については、さらに市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合を考えられ、市街地への墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救助・救急活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第2款 鉄道の整備状況等

第1 趣旨

兵庫県に係る鉄道の整備状況等を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内容

1 鉄道の整備状況

兵庫県内には、西日本旅客鉄道（以下、本款において「JR西日本」という。）として山陽新幹線のほか、在来線である東海道本線、山陽本線、赤穂線及び山陰本線が東西に、加古川線、姫新線、福知山線及び播但線が南北に走っている。更にJR西日本以外に公営交通では、神戸市交通局神戸市高速鉄道（神戸市営地下鉄）、第三セクターとして北条鉄道、北近畿タンゴ鉄道（京都丹後鉄道）、智頭急行、神戸高速鉄道、神戸新交通及び関西高速鉄道（JR東西線）が走っている。更にその他の私鉄では、神戸電鉄、山陽電気鉄道、能勢電鉄、阪急電鉄、阪神電鉄などがあり、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。

列車の運転本数は、JR西日本、阪急電鉄及び阪神電鉄が並行する神戸市～大阪市間がもっとも多く、これら各社とも三ノ宮（神戸三宮）駅の乗降客数が最大である。

県内の鉄道の整備状況 (令和2年6月1日) (km)

区分	単・複	電化	非電化	計
JR西日本	新幹線	115.0	—	115.0
	複々線	49.6	—	49.6
	複線	135.4	—	135.4
	単線	188.6	138.3	326.9
	小計	488.6	138.3	626.9
公営交通	複線	38.1	—	38.1
第3セクター	複線	21.5	—	21.5
	単線	2.6	49.4	52.0
	小計	24.1	49.4	73.5
私鉄	複線	170.6	—	170.6
	単線	52.3	—	52.3
	小計	222.9	—	222.9
合計		773.7	187.7	961.4

(注：索道は含まない。)

出典：各社公表資料を基に県交通政策課が作成

主要な鉄道路線の延べ運転本数等

区分	鉄道路線名	駅名	1日当たりの運転本数(R2.6)	1日平均乗降客数(H29)
JR西日本	山陽新幹線	新神戸駅	212本	19,930人
	東海道本線	三ノ宮駅	643本	249,834人
	山陽本線	姫路駅	355本	103,604人
	福知山線	宝塚駅	376本	62,328人
	播但線	福崎駅	86本	-
阪急電鉄	神戸本線	神戸三宮駅	492本	105,176人
阪神電鉄	本線	神戸三宮駅	547本	111,961人
山陽電鉄	本線	山陽明石駅	327本	29,280人
神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	372本	19,357人

出典：「平成30年兵庫県統計書」、令和2年6月時刻表及び各社聞き取り

路線調書

(1) JR西日本・日本貨物鉄道 (JR貨物)

(令和2.6.1)

管轄	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
JR西日本 神戸支社	山陽新幹線	新神戸 (新大阪)	相生 (博多)	75.5 (622.3)	複	電化	県内通過分は約115km
	東海道本線	尼崎 (米原)	神戸	25.4 (143.6)	複々	"	県内通過分は26.8km
	山陽本線	神戸	上郡 (門司)	89.6 (512.7)	複々 複	"	県内通過分は99.8km 複々～神戸～西明石22.8km 複一西明石以西 77.0km
		兵庫	和田岬	2.7	単	"	平成13年7月1日電化
	加古川線	加古川	谷川	48.5	"	"	平成16年12月19日電化
	姫新線	姫路	上月 (新見)	50.9 (158.1)	"	非電化	県内通過分は55.3km
	赤穂線	相生	備前福河 (東岡山)	16.4 (57.4)	"	電化	県内通過分は17.7km
JR西日本 大阪支社	福知山線	尼崎	丹波竹田 (福知山)	98.2 (106.5)	複・単	"	県内通過分は101.4km 複一尼崎～篠山口58.4km 単一篠山口以北 43.0km 新三田～篠山口複線化 平成9年3月8日完成・開業
JR西日本 福知山支社	播但線	姫路	和田山	65.7	単	一部電化	電化一寺前以南29.6km 非電化一寺前以北36.1km 姫路～寺前電化・高速化 平成10年3月14日完成・開業
	山陰本線	梁瀬(京都)	居組 (幡生)	88.6 (673.8)	"	一部電化	県内通過分は94.0km 電化一城崎温泉以南47.1km 非電化一城崎温泉以西46.9km
計	9	-	-	561.5	-	-	県内通過分合計 626.9km

出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

(2) 公営交通

(令和2.6.1)

事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
神戸市 交通局	山手線	新神戸	新長田	7.6	複	電化	
	西神線	新長田	名谷	5.7	"	"	
	西神延伸線	名谷	西神中央	9.4	"	"	
	北神線	新神戸	谷上	7.5	"	"	令和2年6月1日譲受
	海岸線	新長田	三宮・花時計前	7.9	"	"	平成13年7月7日開業
計	5	-	-	38.1	-	-	

出典：公表資料を基に県交通政策課が作成

(3) 第3セクター

(令和2.6.1)

事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
北条鉄道(株)	北条線	北条町	栗生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業
北近畿タンゴ鉄道(株)	宮津線 (京都丹後鉄道)	コウノトリの郷 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (83.6)	"	非電化 ※一部電化	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: WILLER TRAINS(株) 県内通過分は7.4km ※宮津~天橋立
智頭急行(株)	智頭線	上郡	石井 (智頭)	27.1 (56.1)	"	"	平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km
神戸高速鉄道(株)	東西線	西代	阪急神戸三宮 ・阪神元町	(5.7, 5.0) 7.2	複	電化	昭和43年4月7日開業 昭和63年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: 阪神電気鉄道(株) [東西線]、阪急電鉄(株)[東西線]、神戸電鉄(株)[南北線]
	南北線	湊川	新開地	0.4	"	"	
神戸新交通(株)	神戸新交通ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.8	複8.2 単2.6	"	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業
	神戸新交通六甲アイランド線	住吉	マリンパーク	4.5	複	"	平成2年2月21日開業
関西高速鉄道(株)	JR東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	"	"	平成9年3月8日開業(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: JR西日本 県内通過分は1.2km
計	6社8線	—	—	66.6	—	—	県内通過分合計 73.5km

第二種鉄道事業者とは、自らが敷設する鉄道線路以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客等の運送を行う事業者
 第三種鉄道事業者とは、鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業者に専ら使用させる事業者
 出典: 公表資料を基に県交通政策課が作成

(4) 私鉄 (JR西日本を除く)

(令和2.6.1)

事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
神戸電鉄(株)	有馬線	湊川	有馬温泉	22.5	複20.0 単2.5	電化	湊川～有馬口(20.0km)複線
	三田線	有馬口	三田	12.0	複3.6 単8.4	"	岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km)複線
	公園都市線	横山	ウツディタウン中央	5.5	単	"	
	栗生線	鈴蘭台	栗生	29.2	複7.6 単21.6	"	西鈴蘭台～藍那(1.7km) 複川池信号場～押部谷(5.9km)線
山陽電気鉄道(株)	本線	西代	山陽姫路	54.7	複	"	
	網干線	飾磨	山陽網干	8.5	単	"	
能勢電鉄(株)	妙見線	川西能勢口	笛部(妙見口)	8.6 (12.2)	単0.4 複8.2	"	県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下8.2km複線
	日生線	山下	日生中央	2.6	複	"	
阪急電鉄(株)	神戸線	園田(梅田)	神戸三宮	25.1 (32.3)	"	"	県内通過分は26.4km
	今津線	今津	宝塚	9.3	"	"	南線(西宮北口～今津1.6km) 北線(西宮北口～宝塚7.7km)
	伊丹線	塚口	伊丹	3.1	"	"	
	甲陽線	夙川	甲陽園	2.2	単	"	
	宝塚線	川西能勢口(梅田)	宝塚	7.3 (24.5)	複	"	県内通過分は7.9km
阪神電気鉄道(株)	本線	杭瀬(梅田)	元町	25.3 (32.1)	"	"	県内通過分は25.6km
	なんば線	大物(大阪難波)	尼崎	0.9 (10.1)	"	"	県内通過分は1.6km
	武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単	"	
計	5社16線	—	—	218.5	—	—	県内通過分合計 222.9km

出典: 各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

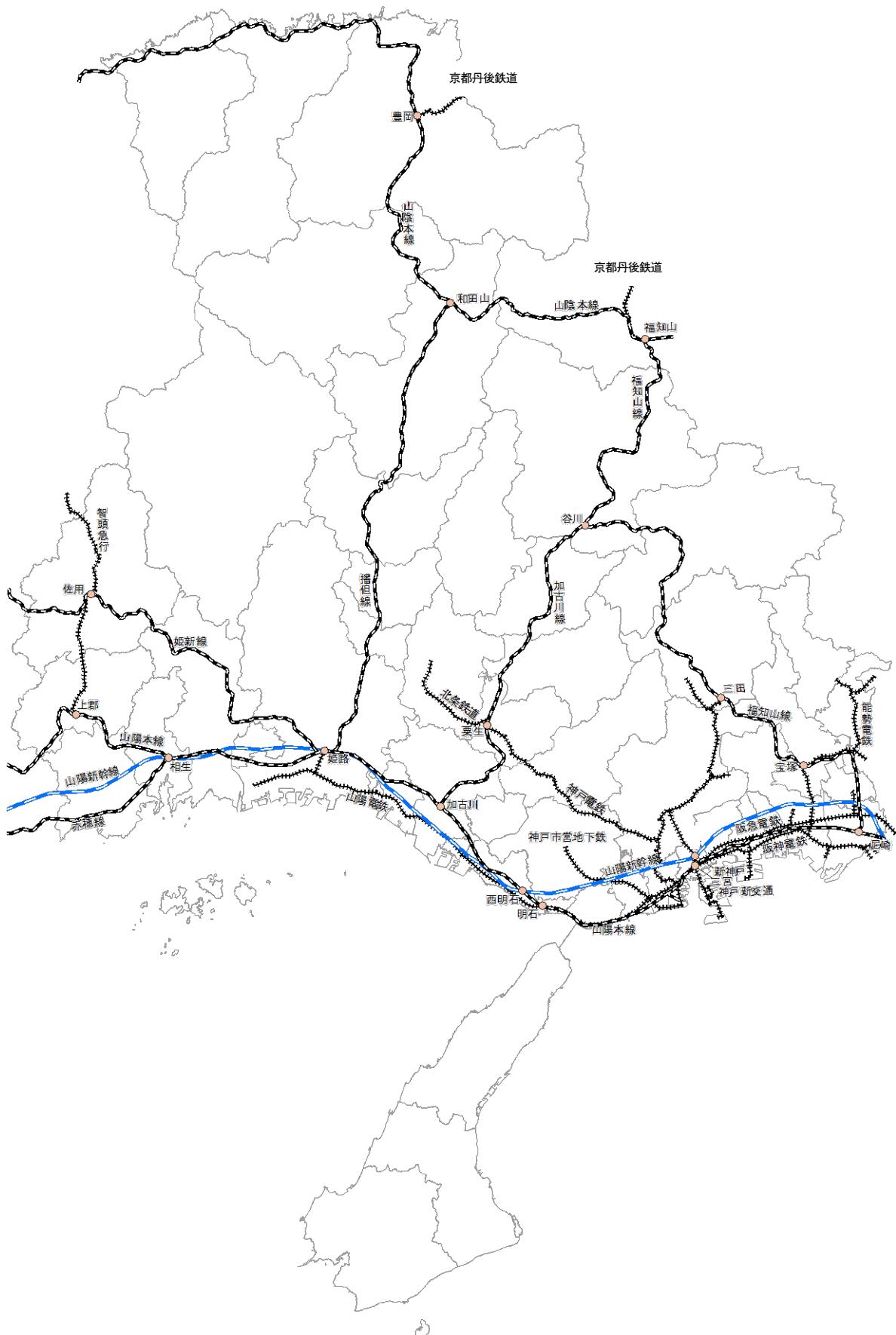
(5) 普通索道（ケーブルカー・ロープウェイ）

(令和4.5.1)

事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	備考
六甲山観光株	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7	
能勢電鉄株	〃	黒川	ケーブル山上	0.6	
(株)こうべ未来都市機構	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9	
	索道線	虹	星	0.9	
	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8	
神戸リゾートサービス株	〃	ハーブ園山麓	ハーブ園山頂	1.5	
姫路市	〃	書写	書写山上	0.8	
山陽電気鉄道株	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5	
城崎観光株		城崎温泉	大師山頂	0.7	
計	6社9線	—	—	10.4	

出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

(6) 兵庫県内の鉄道路線図



2 最近の鉄道事故の傾向

(1) 鉄道における事故種別

鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）では、事故種別として、列車衝突事故（列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故）、列車脱線事故（列車が脱線した事故）、列車火災事故（列車に火災が生じた事故）、踏切障害事故（踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故）、道路障害事故（踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故）、鉄道人身障害事故（列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故）、鉄道物損事故（列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故）に区分している。

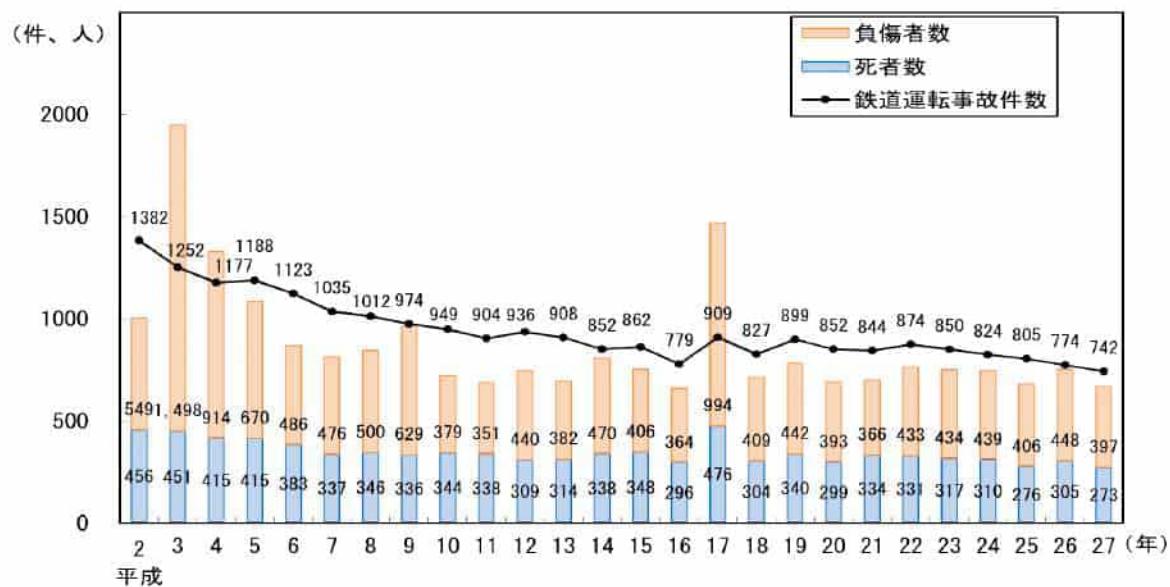
このうち、列車衝突事故、列車脱線事故及び列車火災事故は、大きな被害を生じるおそれがある重大な事故であり、列車事故とされている。

また、死傷者が10人以上、又は10両以上の脱線があった事故を重大事故としている。

(2) 鉄道事故に関する最近の傾向

鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向をみせており、平成27年の発生件数は742件、死傷者数は670人で、22年の発生件数874件、死傷者数764人と比較すると、発生件数は15%、死傷者数が12%減少した。なお、17年4月のJR西日本福知山線における列車脱線事故、そして17年12月のJR東日本羽越線における列車脱線事故といった社会的にも大きな影響を与えた運転事故が発生したが、18年から27年までの間は乗客の死亡事故が発生しなかった。

鉄道運転事故の件数と死傷者数の推移



注1 国土交通省資料による。 2 死者数は24時間死者。

出典：第10次交通安全基本計画

3 過去の事故例

(1) JR福知山線列車脱線事故

- ①事故の種別 列車脱線事故
②発生日時 平成17年4月25日（月）午前9時18分頃
③発生場所 尼崎市久々知西町3丁目27線路上
(尼崎駅～塚口駅の第1新横枕踏切北約100m)
④列車 宝塚駅発 同志社前駅行 快速第5418M列車（7両編成）
⑤事故内容 JR宝塚駅（9:03）上り快速列車（JR福知山線）が脱線し、建物へ接触（7両編成）
前5両が脱線。
⑥被害状況 死者：107名（男性59名、女性48名）〔うち県内死者98名〕
負傷者：549名（うち重傷者139名）

*死者数及び負傷者数は、尼崎市から兵庫県に報告された数

(2) その他の主な事故例

災害名	発生年月日	場所	人的被害	事故の概要
山陰線餘部鉄橋回送列車転落事故	1986.12.28	香住町 国鉄(当時) 山陰本線餘部鉄橋	死者6名 負傷者6名	午後1時25分頃、香住駅から浜坂駅に回送中の列車が、強風下の餘部鉄橋から餘部集落内へ転落したもの。
信楽高原鐵道正面衝突事故	1991.05.14	滋賀県甲賀郡信楽町 信楽高原鐵道貴生川駅～紫香楽宮跡駅間	死者42名 負傷者614名	午前10時35分頃、信楽高原鐵道の信楽発貴生川行き上り列車（4両）と、開催中の世界陶芸祭観客輸送のため直通乗り入れしていたJR西日本の臨時列車（3両）とが正面衝突したもの。
高山線列車脱線衝突事故	1996.06.25	岐阜県益田郡下呂町内 JR高山線三原トンネル北口	負傷者17名	午後9時20分ごろ、名古屋発高山行き特急ひだ15号（5両）が折からの大雨による線路上への落石に乗り上げ、先頭の2両が脱線したもの。
営団地下鉄日比谷線脱線衝突事故	2000.03.08	東京都目黒区 帝都高 速度営団日比谷線中 目黒駅構内	死者5名 負傷者38名	午前9時1分、営団地下鉄中目黒駅構内において下り列車が中目黒駅進入の際、最後部車両が脱線し対向列車の先頭から4～6両目と衝突したもの。
山陽電鉄列車脱線事故	2013.02.12	兵庫県高砂市荒井町 荒井駅～伊保駅	負傷者18名	午後3時48分頃、山陽電鉄荒井駅西方踏切道（神鋼前踏切道）において、前方交差点の赤信号により滞留していた自動車運搬用トラック後部と上り特急列車が衝突、トラックの道板に乗り上げた列車の先頭2両が脱線し、電柱、ブロック塀を破壊しながら進み、荒井駅プラットホームと衝突したものの。

4 災害の想定

鉄道における事故のうち、特に多数の死傷者を生じるおそれのあるものとし、事象により次の4つの災害を想定する。

- ① 列車の衝突、脱線、転覆等
- ② 列車の火災又は爆発
- ③ 列車からの危険物等の流出
- ④ 列車と自動車の衝突

いずれの想定においても、さらに「管理上の瑕疵」による場合と、「自然現象等」による場合の2つに区分できる。

なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指すこととする。

また、①～③については、地下空間や鉄道トンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生する場合が考えられ、これらの場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第3款 道路の整備状況等

第1 趣旨

兵庫県に係る道路の整備状況等を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内容

1 道路交通の概況

兵庫県は、日本の標準時を定める東経135度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、本県の道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。

本県の道路は、実延長約36,750kmであり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町道別の内訳は次のとおりである。

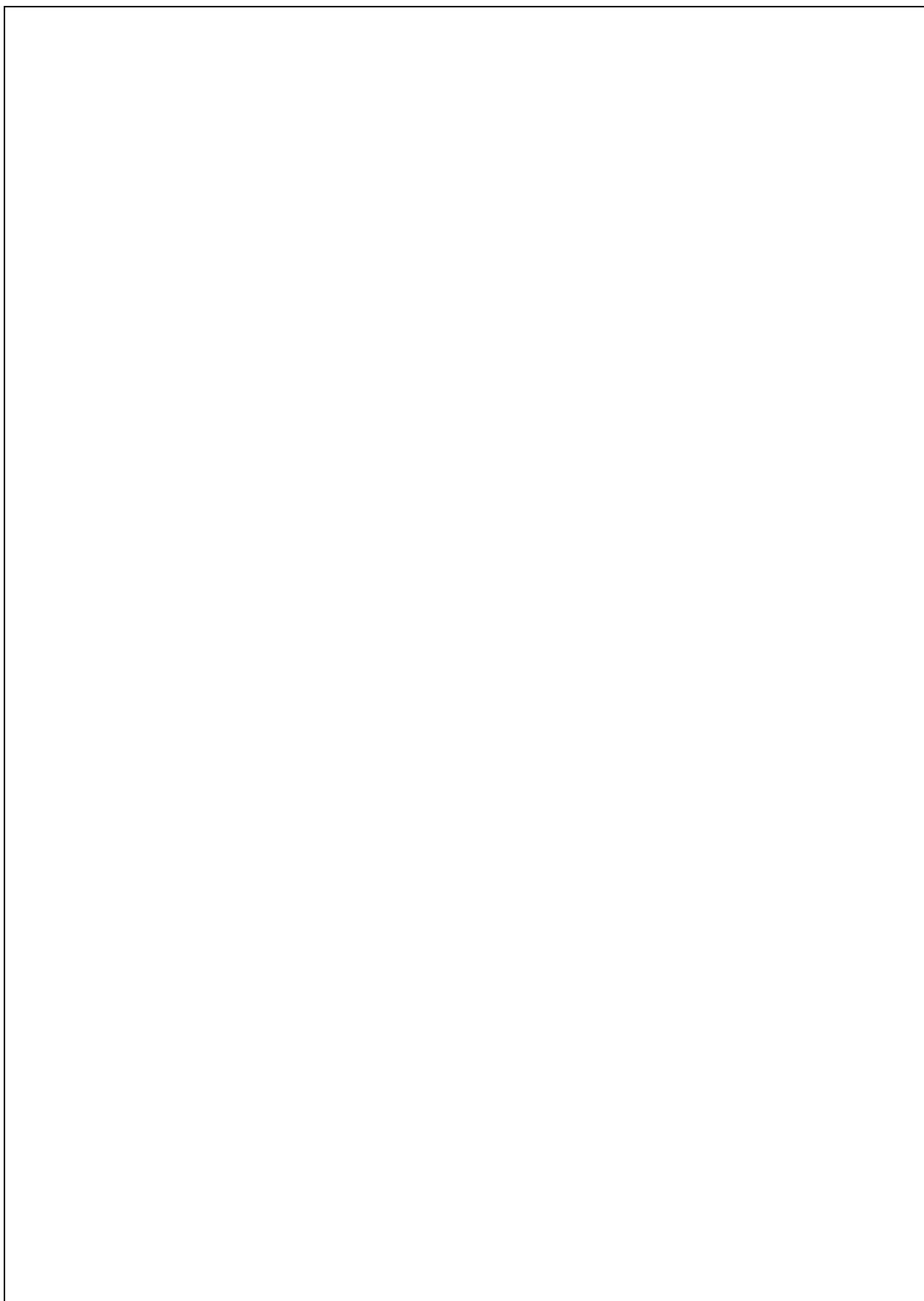
○兵庫県内道路種別現況

(令和4年4月1日現在)

法区分	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率
高速国道	西日本高速道路㈱ ・国土交通省	名神高速	11.2	100 %	11.2	100 %
		新名神高速	21.0	100 %	21.0	100 %
		中国自動車道	117.9	100 %	117.9	100 %
		山陽自動車道	103.5	100 %	103.5	100 %
		舞鶴若狭道	44.6	100 %	44.6	100 %
		播磨道	24.3	100 %	24.3	100 %
		鳥取道	9.4	100 %	9.4	100 %
		計	331.9	100 %	331.9	100 %
一般国道	指定区間	国土交通省直轄	493.2	100 %	493.2	100 %
		第二神明	24.3	100 %	24.3	100 %
		第二神明北線	5.6	100 %	5.6	100 %
		本四道路 (神戸淡路鳴門自動車道)	78.6	100 %	78.6	100 %
		小計	583.9	100 %	583.9	100 %
	指定区間外	県	876.3	96.4%	876.3	100 %
		神戸市	37.5	92.8%	37.5	100 %
	計		1,498.3	97.4%	1,493.2	99.7%
県道	主要	県	1,551.6	93.2%	1,534.5	98.9%
		神戸市	243.8	87.9%	237.3	97.8%
	一般	県	2,410.2	71.5%	2,209.6	91.4%
		神戸市	94.9	80.8%	86.5	91.1%
	阪高神戸西宮線		25.3	100 %	25.3	100 %
	阪高大阪西宮線		7.3	100 %	7.3	100 %
	阪高北神戸線		32.3	100 %	32.3	100 %
	阪高湾岸線		14.3	100 %	14.3	100 %
	阪高大阪池田線		2.6	100 %	2.6	100 %
	計		4,414.8	80.7%	4,177	94.6%
市町道	神戸市道	主要市道	42.0	100 %	42.0	100 %
		他の神戸市道	5,540.7	58.9%	4,118.8	72.7%
		阪高北神戸線	3.3	100 %	3.3	100 %
		阪高湾岸線	1.2	100 %	1.2	100 %
		阪高神戸山手線	9.1	100 %	9.1	100 %
		阪高新神戸トンネル	8.5	100 %	8.5	100 %
	神戸市以外の40市町道		24,932.5	60.4%	21,655.6	86.9%
	計		30,562.9	60.2%	25,790.9	84.3%
	総 計		34,977.7	64.5%	29,967.9	86.3%

出典：「令和5年度県土整備部概要（資料編）」

2 県内の高速道路、一般国道等の路線図



令和5年4月現在

3 最近の交通事故の傾向

(1) 交通事故の種類

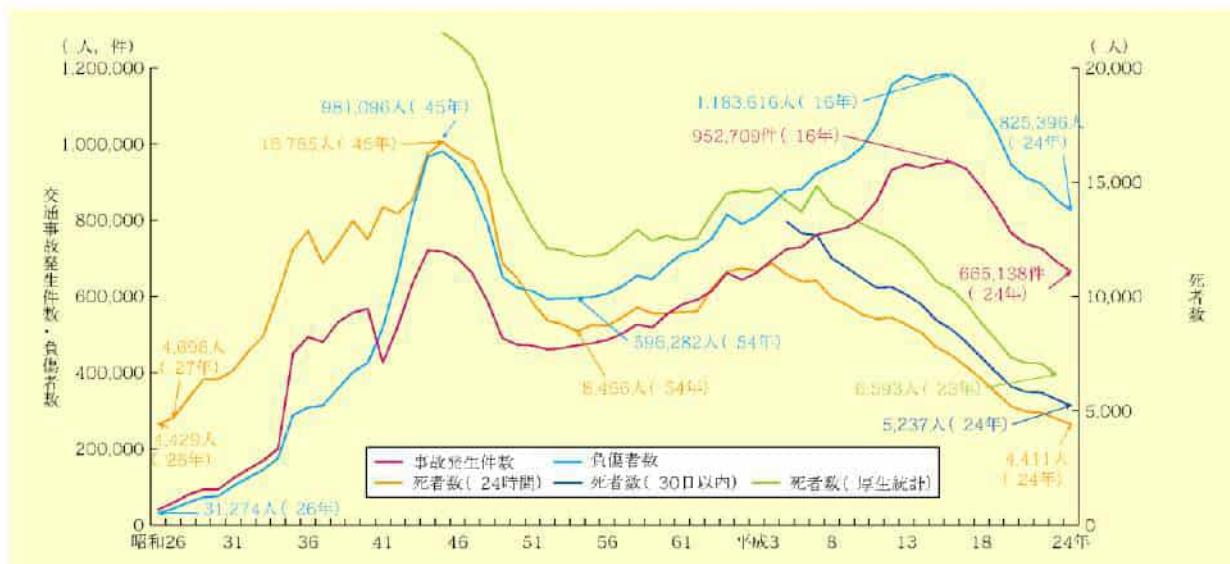
人身事故として、車両相互、人対車両、車両単独、列車に区分できる。さらに、細分類すると、車両相互では、出会い頭衝突、正面衝突、右折時衝突、その他に、人対車両では、横断歩道横断中、その他横断中、対・背面通行中、その他に、車両単独では、工作物衝突、路外逸脱、転倒、駐車車両衝突、その他に区分できる。

(2) 最近の傾向

人身事故の長期的推移をみると、戦後、昭和20年代後半から40年代半ばごろまでは、死傷者数が著しく増大しており、26年から45年までに負傷者数は31,274人から981,096人へ、死者数は4,429人から16,765人へと増加している。その後、国を挙げての交通安全対策が進められた結果、平成24年の交通事故死者数は4,411人に減少するなど、3年連続で5,000人を下回り、過去最悪であった昭和45年の1万6,765人の3割以下となっている。また、死傷者数については、交通安全に関する諸対策により、昭和45年の997,861人から52年には602,156人に減少させることができた。その後、年間交通事故死者数が増勢に転じた55年を基準とすると、平成24年の死傷者数は1.38倍になっており、自動車保有台数の2.11倍、運転免許保有者数の1.90倍となっている。なお、平成24年中の死傷者数は829,807人と8年連続で減少したものの、依然として高水準にある。

交通事故死者数を人口10万人当たりでみると、昭和45年まで年とともに増加し、同年には16.2人となつたが、46年以降は減少に転じ、平成に入り、一時増加したもの、平成4年以降は減少し、平成24年には3.5人となっている。自動車1万台当たりの交通事故死者数及び自動車1億走行キロ当たりの交通事故死者数については、昭和50年代半ばまで順調に減少してきたが、その後は漸減傾向が続いている。

▶第1-1図 道路交通事故による交通事故発生件数、死者数及び負傷者数



注 1 警察庁資料による。

2 昭和41年以降の件数には、物損事故を含まない。また、昭和46年までは、沖縄県を含まない。

3 「24時間死者」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両等及び列車の交通によって発生した事故により24時間以内に死亡したもの。

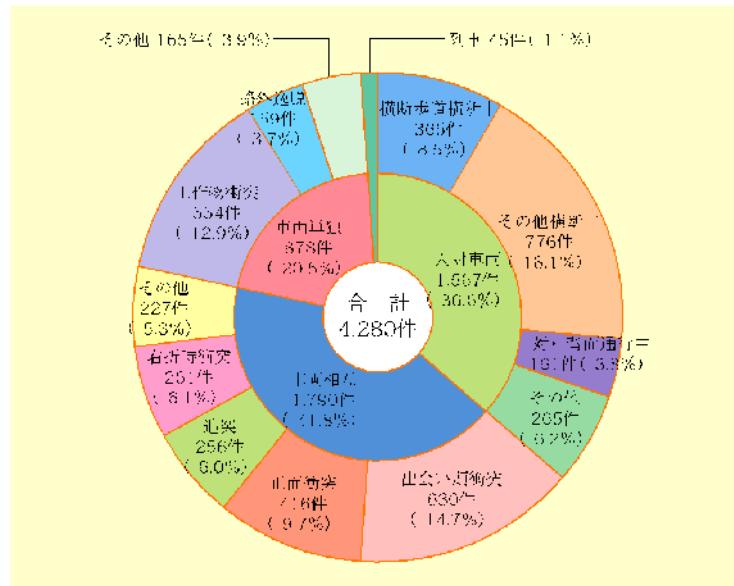
4 「30H以内死者」とは、交通事故発生から30H以内に死亡したもの(24時間死者を含む)をいう。

5 「厚生統計の死者」は、警察庁が厚生労働省統計資料「人口動態統計」に基づき作成したものであり、当該年に死亡した者のうち原死因が交通事故によるもの(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く)をいう。なお、平成6年までは、自動車事故とされた者を、平成7年以降は、陸上の交通事故とされた者から直路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している。

出典：「平成25年版交通安全白書」

平成24年中の事故類型別に交通事故発生件数をみると、車両相互事故が最も多く（41.8%）、以下、人対車両（36.6%）、車両単独（20.5%）、列車（1.1%）となっている。さらに、細分類でみると、出会い頭衝突（14.7%）、工作物衝突（12.9%）、その他横断中（横断歩道・横断歩道付近以外での横断中）（18.1%）の割合が高くなっている。

► 第1-33図 事故類型別死亡事故発生件数（平成24年）



注：1. 警察庁資料による。

2. () 内は、発生件数の構成率である。

3. 横断歩道横断中には、横断歩道付近横断中を含む。

出典：「平成25年版交通安全白書」

また、道路別では、高速道路における死亡事故数は、平成24年で1億走行台キロ当たり、7.5件であった。これは、高速道路は自動車専用の道路であり、平面交差がないことから事故率が低いと考えられる。しかし、高速道路は高速走行となるため、わずかな運転上のミスが事故に結びつきやすく、しかも一度事故が発生すると、被害が大きく関係車両や死者数も多数に及ぶ重大事故に発展することが多い。このため、交通事故発生件数に占める死亡事故件数の割合（死亡事故率）は、その他の道路の約2.8倍となっている。

4 その他の事故

本計画においては、道路構造物の被災による事故、道路上における自動車の関係する事故の他に、歩道上等において多数の群衆で混雑し、転倒により多数の死傷者が発生するという雑踏事故を「道路災害等」に含めて考えることとする。

5 過去の事故例

多数の死傷者が発生した代表的な事故例としては、次のものがある。

災害名	発生年月日	場所	人的被害	事故の概要
飛騨川バス転落事故	1968. 08. 18	岐阜県加茂郡白川町内国道41号	死者・行方不明者 104名 負傷者2名	乗鞍岳の観光登山に向かい、集中豪雨のため登山を断念して引き返す途中の観光バス2台が、土石流に巻き込まれて午前2時11分頃、飛騨川に転落したもの。
日本坂トンネル火災事故	1979. 07. 11	静岡県静岡市及び焼津市の市境 東名高速道路日本坂トンネル内	死者7名 負傷者2名	日本坂トンネル（延長2,045m）内において、午後6時38分頃、大型トラック4台と乗用車2台の関係する追突事故が発生するとともに、事故車両積載のプラスチックス原料などの可燃物の爆発を伴う火災が発生し、トンネル内の後続車に延焼したもの。
豊浜トンネル岩盤崩落事故	1996. 02. 10	北海道古平町内 国道229号豊浜トンネル内	死者20名 負傷者1名	午前8時10分頃、体積約11,000m ³ の規模の岩盤崩落が発生し、トンネル部など約44mを破壊し、通行中のバス1台と乗用車2台が被災したもの。
中央自動車道 笹子トンネル 天井板落下事故	2012. 12. 02	中央自動車道 (上り) 大月JCT～ 勝沼IC間の 笹子トンネル内	死者9名 負傷者2名	午前8時03分頃、笹子トンネル上り線82.7kp付近（東坑口から約1.7km[トンネル延長は4.7km]のトンネル内）でトンネル天井板が落下し、車両3台が巻き込まれたもの。

また、その他として次のものがある。

災害名	発生年月日	場所	人的被害	事故の概要
弥彦神社事故	1956. 01. 01	新潟県西蒲郡 弥彦村 弥彦神社境内	死者124名 負傷者94名	初詣の参拝客約3万人が詰めかかる中、矢倉から餅まきが始まられ、いったん帰りかけた者も引き返すなど境内が混雑していたところへ、臨時列車やバスによる参拝者が大挙して押し寄せたため石段の上下で群集の流れがぶつかり合うこととなった結果、午前0時20分ごろ、石段の上の玉垣を崩して数百名が約2m半下の崖下に転落したもの。
明石市民夏まつり 花火大会事故	2001. 07. 21	明石市大蔵町 大蔵海岸付近 国道2号上の 陸橋	死者11名 負傷者222名	大蔵海岸で開催されていた明石市民夏まつりの花火大会終了後、午後8時45分から50分過ぎ頃、大蔵海岸へ向かう人波と帰宅しようとする人波が会場北側のJR朝霧駅と会場を結ぶ連絡歩道橋上（幅6m、長さ109.7m）でぶつかり、転倒事故による死傷者が発生したものの。

6 災害の想定

道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、災害の事象により次の5つに分類する。

- ① 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- ② 自動車の火災又は爆発
- ③ 自動車からの危険物等の流出
- ④ 道路上での大きな交通事故
- ⑤ 道路上等での極端な雑踏による被害

さらに、事故原因別に、管理上の瑕疵による場合と、自然現象等による場合の2つに区分できる。

なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指すこととする。

また、②～⑤については、道路トンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生した場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

(空白)

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

第1章 基本方針

1 計画の目的

交通の安全性の確保及び人命救助・救命を第一義とした応急対策を迅速かつ円滑に展開するための体制整備など、平時からの必要な備えについて、兵庫県強靭化計画を踏まえ定める。

2 大規模事故災害に関する法令

(1) 航空関係の国内法体系

航空に関する法体系としては、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めるとともに、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営の確保について定めた航空法（昭和27年7月15日法231号）をはじめとした①航空法関係、②空港関係、③製造事業関係、④条約関係、⑤行政組織関係、⑥その他の6分野に区分される（別記第1参照）。

(2) 鉄道関係の国内法体系

鉄道に関する法体系としては、鉄道事業者の運営を適正かつ合理的なものとすることを定めた鉄道事業法（昭和61年12月4日法92号）をはじめとした①鉄道事業関係、②鉄道整備関係、③行政組織関係、④その他4分野に区分される（別記第2参照）。

(3) 道路関係の国内法体系

道路に関する法体系としては、道路に関する危険の防止、その他交通の安全と円滑、道路の交通に起因する障害の防止等に関する事項を定めた道路交通法（昭和35年6月25日法105号）をはじめとした①道路交通関係、②道路整備関係、③車両関係、④道路運送事業関係、⑤行政組織関係、⑥その他の6分野に区分される（別記第3参照）。

3 法令に基づく各機関の予防対策に関する責務

交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号）は、交通の安全に関し、国、地方公共団体、車両・船舶の運転者及び航空機乗組員等の責務を定めている。基本的には、道路の設置者等、車両等の使用者及び車両の運転者等の交通安全を確保するため必要な措置が求められている（別記第4参照）。

別記第1 航空災害関係主要国内法体系

- (航空法関係)
 - 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）
 - 自衛隊法（昭和29年6月9日法律第11号）
 - 周辺事態に際して我が国の安全を確保するための措置に関する法律（平成11年5月28日法律第60号）
- (空港関係)
 - 空港法（昭和31年4月20日法律第283号）
 - 特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）
 - 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的に設置及び管理に関する法律（平成23年5月25日法律第54号）
- (製造事業関係)
 - 航空機製造事業法（昭和27年7月16日法律第237号）
- (条約関係)
 - 国際民間航空条約（昭和28年10月8日条約第21号）
 - 国際航空業務通過協定（昭和28年10月29日条約第29号）
 - 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年8月12日条約第17号）
- (行政組織関係)
 - 国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）
 - 独立行政法人航空大学校法（平成11年12月22日法律第215号）
 - 運輸安全委員会設置法（昭和48年10月12日法律第113号）
- (その他)
 - 公用用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第110号）
 - 高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）
 - 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年5月18日法律第68号）
 - 航空への危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年6月19日法律第87号）
 - 航空機内で行われる犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律（昭和45年6月1日法律第112号）

別記第2 鉄道関係主要国内法体系

(鉄道事業関係)	鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）
	鉄道営業法（明治33年3月16日法律第65号）
(鉄道整備関係)	全国新幹線鉄道整備法（昭和45年5月18日法律第71号）
	大都市における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法 (平成元年6月28日法律第61号)
	鉄道軌道整備法（昭和28年8月5日法律第169号）
	特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和61年4月30日法律第42号）
	踏切道改良促進法（昭和36年11月7日法律第195号）
	運輸施設整備事業団法（平成9年6月13日法律第83号）
	日本鉄道建設公団法（昭和39年2月29日法律第3号）
(行政組織関係)	国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）
	航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和48年10月12日法律第113号）
(その他)	高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成12年5月17日法律第68号)
	新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法 (昭和39年6月22日法律第111号)

別記第3 道路関係主要国内法体系

(道路交通関係)	道路交通法（昭和35年6月15日法律第105号）
	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法 (昭和42年8月2日法律第131号)
(道路整備関係)	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
	国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年4月16日法律第68号）
	高速自動車国道法（昭和32年4月25日法律第79号）
(車両関係)	道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）
(道路運送事業関係)	タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年5月19日法律第75号）
	貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）
	自動車ターミナル法（昭和34年4月15日法律第136号）
(行政組織関係)	国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）
(その他)	自動車損害賠償保障法（昭和30年7月29日法律第97号）
	自動車損害賠償責任保険特別会計法（昭和30年8月5日法律第134号）
	自動車事故対策センター法（昭和48年7月24日法律第65号）
	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）
	高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成12年5月17日法律第68号)

別記第4 交通安全対策基本法における各機関の予防対策に関する責務

責任主体	責務
国	国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に関する総合的な施策を策定するとともに、これを実施する責務を有する。(第3条)
地方公共団体	住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講じるとともに、当該区域の実状に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(第4条)
道路等の設置者等	道路、鉄道、軌道、港湾施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。(第5条)
車両等の製造事業者	車両、船舶又は航空機の製造事業者は、製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。(第6条)
車両の運転者等	車両を運転する者は、法令の定めるところにより始業点検等を行うとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、車両の安全な運転に努めなければならない。(第8条第1項) 航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設・機能の障害の報告等を行うとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。(第8条第3項)
歩行者の責務	道路を通行するに当たっては、法令を励行するとともに陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。(第9条)
住民の責務	国及び地方自治体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等、交通・安全に寄与するよう努めなければならない。(第10条)

(空白)

第2章 交通の安全性の確保

第1節 交通の安全のための情報の充実

[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、県県民生活部、県危機管理部、県土木部、県警察本部、県民局・県民センター、市町、空港管理者、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等]

第1 趣旨

交通安全のための情報の収集及び提供の充実について定める。

第2 内容

1 航空交通の安全のための情報の充実

(1) 大阪航空局及び空港管理者は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供することとする。

※空港管理者：空港管理事務所又は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する法律」、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」により運営権を設定されている場合は運営権者。

(2) 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じることとする。また、航空運送事業者は、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進することとする。

2 鉄道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要があるため、近畿運輸局、県及び鉄道事業者等は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の啓発に努めることとする。

3 道路交通の安全のための情報の充実

(1) 道路管理者は、神戸地方気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、神戸地方気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図ることとする。

(2) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ることとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ることとする。

(3) 県警察本部は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ることとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ることとする。

(4) 県、消防本部等は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努めることとする。また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏えい等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図ることとする。なお、総務省消防庁においては、災害時に化学物質の名称が特定できる場合はもちろん、「におい、色、形あるいは一部の文字」などからでも物質を特定し、必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できるよう「危険物災害等情報支援システム」を構築しているので、その活用を図ることとする。

4 気象情報等の充実

大阪管区気象台（神戸地方気象台）は、航空交通、鉄道交通及び道路交通の安全に係る気象、地象及び水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況又は予・警報等の情報を適時・的確に発表することとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図ることとする。

5 県の交通安全の普及啓発活動

県は、県警察本部、市町等と相互に連携をして、広く県民の交通安全の普及・啓発に努めるため、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等を推進することとする。また、県、県警察本部等は、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図ることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 交通安全の普及啓発活動
- (2) その他必要な事項

第2節 安全な運航（運行）の確保

[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、県県民生活部、県土木部、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等]

第1 趣旨

航空機、鉄道車両及び自動車等の安全な運航（運行）の確保について定める。

第2 内容

1 航空機の安全な運航の確保

(1) 航空関係諸規則の遵守の徹底等

大阪航空局は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導することとする。

(2) 教育訓練の充実等

- ① 大阪航空局は、航空運送事業者等において実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導することとする。
- ② 大阪航空局は、航空運送事業者等に対し、過去の事故実例等を参考にした教育訓練内容の設定及びその実施を指導することとする。
- ③ 大阪航空局は、航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実を図ることとする。
- ④ 大阪航空局は、航空運送事業者に対し、定期的に行う安全指導において適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点的な点検を行うこととする。
- ⑤ 大阪航空局は、必要に応じて空港管理者、航空運送事業者等に対し、空港施設等の保安態勢について指導することとする。

2 鉄道の安全な運行の確保

- (1) 鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係車両の停止手配の確実な実施及び防護無線その他列車防護用具の整備を行うとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制を充実させることとする。
- (2) 鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査を定期的に実施することとする。
- (3) 鉄道事業者は、土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときには、当該線路の監視を行うこととする。
- (4) 鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備を促進させることとする。
- (5) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等、安全性の向上につながる運転保守設備の整備を積極的に行うこととする。
- (6) 鉄道事業者は、近畿地方整備局、県、市町及び道路管理者と連携して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安施設の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めることとする。

3 道路施設等の整備等

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めることとする。
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ることとする。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施することとする。
- (4) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めることとする。

4 近畿運輸局による運行管理の推進

近畿運輸局は、運行管理者等に対する講習を実施し、その資質の向上を図るなど、自動車運送事業者の運行管理体制の充実強化を図ることとする。

5 県、県警察本部等による安全運転の啓発

県、県警察本部等は、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努めることとする。また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るために取り組みを支援することとする。

6 主要交通施設の被災防止対策等の推進

近畿地方整備局及び県等は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施することとする。

県等は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を行うこととする。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を実施することとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 安全運転の啓発
- (2) その他必要な事項

第3節 航空機、鉄道車両等の安全性の確保

[実施機関：近畿運輸局、県土木部、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等]

第1 趣旨

航空機、鉄道車両及び自動車の点検の実施について定める。

第2 内容

1 航空機乗組員等の点検

航空機乗組員等は、法令の定めるところにより、出発前の確認を行うこととする。

2 鉄道事業者による車両の検査の実施

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容を充実させることとする。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させることとする。

3 県民等による自動車の点検の実施

車両を運転しようとする者は、法令の定めるところにより、始業点検等を行うこととする。

4 近畿運輸局等の意識啓発活動

近畿運輸局等は、自動車車両の安全性の確保を図るため、自動車使用者に対して、適切な保守管理を啓発等することとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 自動車車両の保守管理の啓発

(2) その他必要な事項

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1章 情報の収集・伝達体制の整備

[実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県危機管理部、県民局・県民センター、県警察本部、市町、消防本部、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等]

第1 趣旨

災害時の情報収集・伝達、分析体制の整備及び運用について定める。

第2 内容

1 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県、市町、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者及び空港管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図ることとする。
- (2) 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県及び市町は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ伝送システム等画像情報の収集・伝達システムの整備を推進することとする。
- (3) 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県及び市町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努めることとする。
- (4) 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、県及び市町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めることとする。
- (5) 県は、緊急時の情報の収集・伝達体制を整備し、以下の資料を備えておくこととする。
 - ① 関係機関の所在地、電話、ファクシミリ番号等の一覧表
 - ② 関係機関相互の連絡経路
- (6) 県は、迅速な人命救助・救命の観点から、フェニックス防災システムの情報のインターネット上における提供などを推進し、災害拠点病院等との災害情報の共有化を図ることとする。
- (7) 県、市町は、県警察本部や医療機関、事業者等による、従来からの安否情報の提供に加えて、それを補完する仕組みとして、消防庁において構築されている安否情報システムを活用した自治体による安否情報の収集・提供の仕組みづくりについて検討することとする。

2 通信手段の確保

県、市町、関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意することとする。

- ① 非常通信体制の整備
- ② 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
- ③ 通信手段の定期的点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
- ④ 通信機器等の平時利用
- ⑤ 平時からのフェニックス防災システムの積極的活用
- ⑥ 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 情報の収集・伝達体制の整備
- (2) 通信手段の確保
- (3) その他必要な事項

第2節 災害応急活動体制の整備

[実施機関：各機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内容

1 職員の体制

(1) 県の体制

県は、災害発生時における職員の体制について、夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、緊急通報システム等を使った参集体制等をあらかじめ取りまとめておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底することとする。また、県は、災害発生時に必要に応じて市町（災害対策本部及び発災現場）へ派遣し、情報収集・伝達や調整等にあたる要員を事前に定め、明確な役割と連絡手段を付与することとする。

(2) 市町の体制

市町は、災害発時における職員の体制につきあらかじめ取り決めておくこととする。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、平時からそれぞれの機関において実情に応じた職員への非常参集体制の整備を図ることとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

(1) 県、市町及びその他防災関係機関は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平時から定例的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により連携強化に努めることとする。

(2) 県は、災害発生時において協力を要請する機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結する等、平時から連携の強化に努めることとする。

(3) 県及び消防機関は、消防の応援について近隣市町間及び全県的な協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努めることとする。

(4) 空港管理者と消防機関、県警察本部は相互の連携を強くするため、体制の整備を図ることとする。

(5) 県及び関西エアポート(株)は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。

(6) 空港管理者は、防災関係機関との相互の連携を強くするためにも、国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画を策定・推進することとする。

3 専門家・専門機関等との連携

県は、大規模事故災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、大規模事故災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家・専門機関等との連携を図ることとする。

（専門分野例）

- ① 災害時医療救護活動（初期治療の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整への助言等）
- ② 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毐等への治療）
- ③ 化学物質等の取り扱い
- ④ 航空機、鉄道、道路等の各災害の応急対策（鉄道又は道路構造物の被災等への対応等）

- ⑤ こころのケア
- ⑥ 社会心理及び災害広報
- ⑦ その他必要な分野

4 地域における平常時からの備え

- (1) 自主防災組織や企業（事業所）等は、研修や訓練等を通じて防災力の向上に努めるとともに、相互に連携した防災訓練の実施や防災協力協定の締結など、連携強化に努め、市町は、こうした取り組みの促進を図ることとする。
- (2) 県及び市町は、普通救命講習などを通じて、2次災害が起きないように、住民等が安全第一とした救助活動を行うための留意点等の徹底を図ることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 職員の体制の整備
- (2) 関係機関との連携体制の整備
- (3) その他必要な事項

第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

[実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、県保健医療部、県土木部、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、道路管理者]

第1 趣旨

県民等の生命、身体及び財産を保護し被害を最小限に抑えるために、防災関係機関が行う搜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する備えについて定める。

第2 内容

1 捜索活動関係（主に航空災害）

- (1) 大阪航空局は、搜索活動に従事する関係防災関係機関に対して情報を伝達する体制を維持・整備することとする。
- (2) 海上保安本部は、搜索活動を迅速かつ的確に実施するため、搜索活動に有効な資機材の整備を行うこととする。
- (3) 県は、搜索活動に従事するため、ヘリコプターの受援体制の確保に努めることとする。
- (4) 県、県警察本部、市町等は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めることとする。

2 救助・救急関係

- (1) 県、市町及び空港管理者は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めることとする。
- (2) 政令市・特例市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めることとする。
- (3) 自衛隊及び海上保安本部は、救助用資機材の整備に努めることとする。
- (4) 自衛隊、海上保安本部、県、市町及び県警察本部は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めることとする。
- (5) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めることとする。
- (6) 消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定めることとする。平時から、災害救急医療情報システムを活用し、医療機関との連携を図る。
- (7) 市町は、負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等が避難所として使用されていない場合に臨時にリポートとして使用できるよう、平時から関係者間で協議、調整を図ることとする。

3 医療活動関係

- (1) 県、市町、日本赤十字社兵庫県支部及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努めることとする。
- (2) 空港管理者、鉄道事業者、道路管理者、県及び市町は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めることとする。
 - ① 空港管理者、鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部及び市町等
 - ② 消防本部と医療機関

③ 医療機関相互

- (3) 県、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、（一社）兵庫県医師会等は、発災時に医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から県広域災害・救急医療情報システムの活用に努めることとする。
- また、平時から消防本部は、災害拠点病院等の医療機関との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備することとする。
- (4) 県は、災害救急医療システムの充実を、災害医療センターの整備に併せて行うとともに、同センターにおいて夜間等も含めて、必要に応じて搬送先の調整を行うこととする。また、県、市町等は、各2次保健医療圏域毎に、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、市町の役割である医薬品及び飲料水の備蓄並びに市町単位の災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備することとする。
- (5) 県は、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMA T等の派遣を行った場合でも状況によって、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。
- (6) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時から院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに被災地における被災患者の搬送先や救護班等の派遣及び受入調整等の役割を担うことと明確にすることとする。
- (7) 県は薬剤師会から推薦のあった薬剤師に、災害薬事コーディネーターを委嘱し、県が設置する保健医療福祉調整本部において被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う体制を整備することとする。
- (8) 医療機関、消防機関、県警察本部等は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討することとする。
- (9) 県は、消防機関又は医療機関からの照会に応じ、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質等の中毒を伴う負傷者に対応可能な医療機関への搬送について、情報提供する体制を整備することとする。
- (10) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキュー隊や医療チームの育成を図ることとする。

D M A T (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム) とは

- ・ 災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）から活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。
- ・ DMA Tは、DMA T本部、医療機関、S C U、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動サポート等を考慮する。

く

4 消火活動関係

- (1) 消防機関等は、平時より機関相互の連携の強化を図ることとする。
- (2) 空港管理者及び市町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めることとする。
- (3) 鉄道事業者は、火災による被害拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めることとする。
- (4) 道路管理者、消防機関等は、平時より機関相互の連携強化を図ることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え
- (2) その他必要な事項

第4節 緊急輸送活動等への備え

[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、海上保安本部、県危機管理部、県土木部、県公安委員会、県警察本部、市町、鉄道事業者、道路管理者]

第1 趣旨

大規模事故災害発生時における災害応急活動に必要な物資等の緊急輸送活動等を実施するための体制の整備について定める。

第2 内容

1 緊急輸送活動への備え

- (1) 県、県警察本部、市町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めることとする。また、県警察本部は、必要に応じて災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者との間に締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」の活用を図ることとする。
- (2) 県、市町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。
- (3) 県警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図ることとする。
- (4) 鉄道事業者は、県公安委員会その他関係機関の協力の下に、事故災害時の応急活動のために必要な人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めることとする。
- (5) 海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止することとする。

2 危険物等の流出時における防除活動関係

県、市町、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めることとする。

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 航空運送事業者、鉄道事業者等は、多数の死傷者が生じた場合に、関係機関と協議して、安否確認情報の提供窓口を設置する体制の整備に努めることとする。
- (2) 県、市町等は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておくこととする。
- (3) 県、市町及び放送事業者等は大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図ることとする。

4 復旧への備え

- (1) 鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めることとする。
- (2) 道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備することに併せて、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備し、資料の被災を回避するために複製を別途保存するよう努めることとする。

5 再発防止対策の推進

- (1) 大阪航空局又は近畿運輸局は、運輸安全委員会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図ることとする。

- (2) 近畿運輸局及び鉄道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因の究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、県警察本部、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うこととする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めることとする。
- (3) 近畿運輸局及び鉄道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めることとする。
- (4) 近畿運輸局は、大規模な鉄道事故の発生後、類似の再発を防止するため、各鉄道事業者へ情報提供を行うとともに、定期的に開催される鉄軌道保安推進連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努めることとする。
- (5) 道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施することとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害時の道路交通災害管理体制の整備
- (2) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用
- (3) 危険物等の防除活動用資機材の整備
- (4) 関係者等への情報伝達

第5節 雑踏事故の予防

[実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防本部、県警察本部、県危機管理部、県保健医療部、県病院局、市町、地区医師会、医療機関等]

第1 趣旨

祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等などにより死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項等について定める。

第2 内容

1 雑踏の特殊性

県、市町その他の関係機関は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮することとする。

2 行事等の主催者等の留意事項

(1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。

- ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制
- ② 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関及び災害拠点病院等の医療機関と連携した救急・救護体制

- ③ 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など地区医師会及び医療機関との協力体制
- ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

(2) 行事等の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、地区医師会、医療機関等と連絡調整を行うこととする。

(3) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署、医療関係機関等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。

(4) 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、地区医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受けることとする。

(5) 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

3 鉄道事業者等

鉄道事業者等は、改札、階段等乗降客の流れを阻害するおそれのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行うなど、雑踏事故の防止に努めることとする。

4 消防機関

(1) 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保することとする。

特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請することとする。

また、行事等が市町等の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮することとする。

(2) 地区医師会、医療機関（とくに災害拠点病院）との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、災害救急医療情報システムを活用し、医師の

派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようすることとする。

(3) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努めることとする。

5 医療機関等

- (1) 地区医師会は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努めることとする。
- (2) 地区医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防機関等と連絡をとり、これに協力するよう努めることとする。

6 警察署

- (1) 事前に行事等の主催者等と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件（群衆が集合し、または通過する施設、場所及び地域の状況）、群衆に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行うなど、必要な準備の上、雑踏警備計画を策定し、当日には合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止を図ることとする。
- (2) 自主警備を実施する行事等の主催者等に対しては、自主警備計画の策定段階から必要な指導、助言を積極的に行うこととする。

7 県及び市町

(1) 主催者等への周知

県、市町は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努めることとする。

- ① 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の警察署及び消防本部並びに地区医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと
- ② 事故が発生した場合には、迅速に管轄の警察署及び消防本部並びに地区医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨通報すること

(2) 県による広域支援の調整

県は、行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言することとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 行事等の主催者への周知
- (2) その他必要な事項

第6節 防災関係機関の防災訓練の実施

[実施機関：各機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関職員等の災害対応能力の向上及び防災関係機関相互の連携の促進のための訓練等について定める。

第2 内容

1 各機関の訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、消防本部、県警察本部、県、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施することとする。

(1) 図上訓練

関係機関、または一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練。

(2) 部分訓練

各関係機関の役割分担を中心とした訓練

(3) 情報伝達訓練

関係機関の情報伝達を中心とした訓練

(4) 総合訓練

関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練。

2 訓練への参加

県、市町、関係する指定地方公共機関は、国、鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認することとする。

3 訓練の工夫

各機関が訓練を行うに当たっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実戦的なもの（トリアージタグ使用、記入、回収、保管等を含む）となるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図ることとする。

4 事後評価

各機関は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うこととする。

第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

[実施機関：県県民生活部、市町]

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランタリー活動の支援体制について定める。

第2 内容

1 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

県は「災害ボランティア活動支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。

また、市町はこれらを参考に、市町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。

(2) 受入体制の整備

県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。

- ① ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。

(3) ボランティア活動の支援拠点の整備

県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

なお、県においては、県民ボランタリー活動の全県的支援拠点であるひょうごボランタリープラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。

（ひょうごボランタリープラザ）

- ・開設 平成14年6月1日
- ・場所 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルワー6階
- ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究、災害ボランティアの支援

(4) 資機材等の確保等

県及び市町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。

また、県、市町は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用でき

る簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めることとする。

(5) 災害ボランティア支援団体との平時からのネットワークづくり

ひょうごボランタリープラザは、災害救援NPOや災害ボランティア支援関係機関等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、平常時からの顔の見えるネットワークを強化することとする。

(6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

- ① 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設
- ② 上記窓口開設の主体（市町、第三者的な機関）の明確化
- ③ 上記窓口開設に際しての施設場所の提供、運営に際しての職員の派遣等の協力・連携

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

- ① 災害ボランティアに貸し出せる資機材の把握、災害時の円滑な使用許可・貸出等の迅速かつ柔軟な手続きの整備
- ② 災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくり

(3) 災害ボランティア等の確保

被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援

(4) その他必要な事項

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

第1章 基本方針

1 計画の目的

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、県、市町その他防災関係機関の緊急時の情報収集、伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

2 各機関の応急対策の概要

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び市町が中心となって対応することとし、県は、原則として市町等からの要請に基づき、市町等で対応できない場合に市町等の支援を行うこととする。また、防災関係機関は、災害の規模・様態に応じて本編に定める応急対策のうち、必要な対策を実施することとする。

(1) 航空災害

航空運送事業者は、自己の運搬する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省・空港管理者及び県に連絡することとする。国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁、気象庁等）、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

また、機長は、旅客の救助及び、地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止に必要な手段を尽くすこととする（航空法第75条）。

さらに必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁）、県、市町等は、捜索、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

(2) 鉄道災害

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（近畿運輸局）及び県に連絡することとする。国土交通省は、大規模な鉄道災害が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、消防庁、防衛庁）、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

また、鉄道の運転の業務に従事する者は、事故が発生した場合、その状況を冷静に判断し、速やかに安全適切な処理をとり、特に人命に危険の生じたときは、全力を尽くしてその救助に努めることとする（昭和26年7月2日運輸省令第55号　運転の安全の確保に関する省令）。

さらに必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等）、県、市町等は、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

(3) 道路災害等

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡することとする。雑踏事故の場合、行事等の主催者等は、消防本部、県警察本部及び県に連絡することとする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

また、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察官に報告することとする（道路交通法第72条）。

さらに、必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁）、県、市町等は、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

3 応急対策の主な流れ

(1) 航空災害 ① 大阪国際空港における航空機の墜落等の場合

事項	航空運送事業者・空港事業者 空港管理者	国	県	県警	伊丹市（消防）	医療機関等
事故等の発生	・空港管理者から関係機関への事故等の通報の受領 ・関係機関へ集結場所への出動要請・該当の航空運送事業者との航空連絡調整 [以上空港管理者]	・事故等の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等の通報の受領 ・事故等の通報の伝達	・事故等の通報の受領 ・事故等の通報の伝達	・事故等の通報の受領 ・事故等の通報の伝達	・事故等の通報の受領 ・事故等の通報の伝達
組織の設置	・現地対策本部の設置 [空港管理者]	・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣	・兵庫県警察大規模災害対策本部(対策室)の設置	・指揮所本部等の設置	
関係機関との連携促進	・現場合合同調整所の設置 ・関係機関との連絡調整 ・必要により自衛隊派遣 [以上空港管理者]	・現場合合同調整所への参加	・現場合合同調整所への参加	・現場合合同調整所への参加	・現場合合同調整所への参加	・現場合合同調整所への参加 [伊丹市医師会及び日赤等]
救助	・旅客の救助、地上の危難の防止 ・負傷者数及び搭乗者数の把握 ・制限区域内への誘導活動 ・制限区域内への入場制限 [以上空港管理者]			・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・救助活動 ・搭乗者集結地区又は後方医療機関に搬送	・空港管理者の指示による救助活動 [空港消防救難協力隊]
消火	・消防救難協力隊の指揮 ・消防救難活動 [以上空港管理者]				・消防救難活動	・空港管理者の指示による消防救難活動 [空港消防救難協力隊]

事項	航空運送事業者・空港事務所 空港管理者	国 県	県警 県	伊丹市（消防） 医療機関等
医療	協定締結の消防機関 等とトリアージ地区 ・救護所を設置。 リニア支援活動の支 援のため、 ・無傷者地区の設置と バス等による搬送と 待機地に応じた医療活 動の実施 【以上空港管理者】 ・輸送車両の手配 【航空運送事業者】	陸上自衛隊による医 療救護活動 ・陸上自衛隊による負 傷者の搬送	必要に応じた県消防 防災へりによる搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班車両の先 導 ・トリアージ地区・救 護所の設置。 ・トリアジカルコーディ ネー負傷者の後方医療 機関への搬送 ・トリアージの実施・ トリアジカルコーディ ネーの調整により、 他の機関への搬送 ・医療機材の配置。 ・医療活動の実施。 ・液輸送管理協力隊の担 架班による他の機関 と協力した搬送 ・医療活動による供給。 ・医療機材の配置。 ・医療活動による供給。 ・医療機材の配置。 ・医療活動による供給。 ・医療活動による供給。 ・医療活動による供給。
交通規制				<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制の実施
危険物等 への対策	航空危険物輸送の有 無を現地対策本部に 連絡 【航空運送事業者】		<ul style="list-style-type: none"> ・消防と連携をした物 質の特定等 ・消防と連携をした物 質の特定等 ・危険物等の専門家、 専門機関等を消防本部等 に紹介等 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等の漏洩の場 合、物質の特定、現 場等の安全確認、負 染等必要な措置の実施
関係者へ の情報伝 達	・関係機関が連携した 被災者への情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携した 被災者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携した 被災者への情報提供 ・関係機関が連携した 被災者への情報提供
その他	・遺体の身元確認、遺 体仮取容所の選定、 被災者及び被災者 の家族に対する必要な 手配 【航空運送事業者】		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の検分 ・遺体の身元確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による死亡確認 【NTT】 ・通信手段の提供

② 大阪国際空港周辺（伊丹市内）における航空機の墜落等の場合

事項	航空運送事業者・空港事務所 空港管理者	国	県	県警	伊丹市（消防）	医療機関等
事故等の発生	・発見者から消防又は警察への事故等発生の通報 ・事故等発生情報の受領及び関係機関に連絡場所を連絡 [以上空港管理者]	・事故等の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等の通報の受領・伝達	・事故等発生時の通報の受理	・事故等発生時の通報の受領・伝達	・事故等発生の通報の受領 ・事故等発生の通報の受領
組織の設置	・現地対策本部の設置 ・伊丹市航空機災害対策本部との連絡調整 ・関係機関との連絡調整 ・航空事業者との連絡調整 [以上空港管理者]	・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置	・航空機災害対策本部の設置 ・現場対策本部等の設置	
関係機関等との連携促進	・現場合同調整所の設置 ・必要により自衛隊派遣要請 [空港管理者]			・現場合同調整所への参加 ・必要に応じ、国、他への都道府県、市町へ の応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・現場合同調整所への参加 ・必要に応じて県等へ の応援要請	・現場合同調整所への参加 ・必要に応じて県等へ の応援要請
救助	・旅客の救助、地上の 人又は物件に対する 危難の防止 [機長]			・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・救助活動	・応援協定に基づく他 市消防機関の応援
消火	・消防救難活動 [空港管理者]				・消防救難活動	・応援協定に基づく他 市消防機関の応援

事項	航空運送事業者・空港事務所 空港管理者	国	県 県警	伊丹市（消防）	医療機関等
避難誘導 二次災害 防止			・航空機が人家密集地へ墜落した場合等 ・航空機が人がた場合には迅速に立入禁止区域を設けた場合等 ・航空機が被害が迅に立入禁止区域を設けた場合等 ・航空機が区域を設けた場合等の避難誘導を実施	・航空機が人家密集地へ墜落した場合等 ・航空機が人がた場合には迅速に立入禁止区域を設けた場合等 ・航空機が区域を設けた場合等の避難誘導を実施	
医療	・救急医療資機材の配置 【空港管理者】	・陸上自衛隊による医療救援活動、負傷者の搬送等の実施	・市から院の要請を受け、 ・市立病院の救護班に要請 ・県立病院や医療機関に要請 ・派遣や医療機関に要請 ・派遣班の搬送等による搬送 ・必要に応じたによる搬送 ・必要に応じたによる搬送	・医療救援班車両の先導	・負傷者の搬送
交通規制				・交通規制の実施	
危険物等 への対策 への情報伝 達	・航空危険物輸送の有無の報告 【航空運送事業者】		・消防と連携した物質の特定等 ・必要に応じて、危険物等の専門家・専門機等を消防本部等に紹介等	・消防と連携した物質の特定等	・危険物等の漏洩の場合の安全確認、現場等の移動、除染等必要な措置の実施
関係者へ の情報伝 達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供		・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供
その他	・遺体の身元確認、遺体仮収容所の選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配 【航空運送事業者】			・遺体の検分 ・遺体の身元確認	・医師による死亡確認

③ 但馬空港及びその周辺における航空機の墜落等の場合

事項	航空運送事業者・空港管理者 発見者	国	県 警	豊岡市（消防）	医療機関等
事故等の 発生	・空港管理者等から関係機関への事故発生 受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催 ・航空貨物輸送事業者から 航空貨物の入手・伝達 【空港管理者】	・事故等の通報の受領・伝達 ・事故等の通報の受領・伝達	・事故等の通報の受領 の受理	・事故等の通報の受領・伝達 ・事故等の通報の受領・伝達	・事故等の通報の受領 の受領
組織の 設置	・現地対策本部の設置 【空港管理者】	・非常災害対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・災害対策本部の設置	・兵庫県警察大規模事 故災害対策本部（対 策室）の設置	・現地災害対策本部の 設置
関係機関 等との連 携促進	・関係機関の密接な連携 ・協定締結機関及び (財)小型航空機安全 センター等への支援依頼 ・大阪空港事務所と の調整 【以上空港管理者】	・関係機関の密接な連携 ・必要により他の都道 府県、市町等に応援 要請等 ・必要により自衛隊派 遣要請	・関係機関の密接な連携 ・必要により自衛隊派 遣要請	・関係機関の密接な連携 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・関係機関の密接な連携
救助	・旅客の救助・地上の 人又は物件に対する 危難の防止 【機長】 ・空港内の事故現場で の警戒警備 【空港管理者】		・事故現場等の警戒警 備 ・救助活動	・現地救護所の設置 ・救助活動	・空港管理者の指示に よる救助活動 【空港自衛消防隊】
消火	・消防救助活動（周辺 の場合に応じて実施） ・自衛消防隊の指揮 【以上空港管理者】			・消防救助活動	・空港管理者の指示 による消防救助活動 【空港自衛消防隊】

事項	航空運送事業者・空港管理者 発見者	国	県 警	県 消防	豊岡市（消防）	医療機関等
避難誘導 二次災害 防止				<ul style="list-style-type: none"> 航空機が人家密集地に墜落した場合 他の被害があらざる場合 おそれ速設立する民導を城に、する避難に実施的確に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機が人家密集地に墜落した場合 他の被害があらざる場合 おそれ速設立する民導を城に、する避難に実施的確に実施 	
医療				<ul style="list-style-type: none"> 市町等からの要請を受け、県立病院の救護班を派遣する 必要に応じた県消防機関へりの出動要請に応じ、多発外傷、熱傷等特需病院に紹介 広範囲へりの消防、特殊な医療機関に紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所で重傷度に応じた急救措置と医療機関への搬送 医療機関への搬送 医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づく医師、救護班の派遣 事故・医療活動による、消防機関から聞い合わせに応じた医療上の助言
交通規制					・交通規制の実施	
危険物等 への対策				<ul style="list-style-type: none"> 航空危険物輸送の有無を空港管理事務所に連絡 現地対策本部に連絡 【航空運送事業者】 	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関と連携した物質の特定等 必要に応じて、専門家・専門機関等を消防本部等に紹介等 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者等の移動、除染等の必要な措置の実施
関係者へ の情報伝 達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供			<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供
その他					<ul style="list-style-type: none"> 遺体の検分 ・遺体の身元確認 	<ul style="list-style-type: none"> 医師による死亡確認

④ 神戸空港及びその周辺における航空機の墜落等の場合

事項	航空運送事業者・空港管理者 発見者	国	県	県警	神戸市（消防）	医療機関等
事故等の発生	・空港事務所等から関係機関への事故発生受領 ・関係省庁連絡会議の開催 ・航空貨物輸送事業者から航空情報の入手・伝達 【管理事務所】	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生時の通報の受領・伝達	・事故等発生時の通報の受領・伝達	・事故等発生の通報の受領・伝達	・事故等発生の通報の受領 の受領
組織の設置	・現地対策本部の設置 ・現場調整所の設置 ・消防救助隊設置 【管理事務所】	・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置	・現場指揮所の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携 ・必要な場合、NTT西日本兵庫支店への通信確保 【管理事務所】	・関係機関の密接な連携 ・必要により他の都道府県、市町等に応援要請 ・必要により自衛隊派遣 ・必要要請	・関係機関の密接な連携 ・必要により他の都道府県、市町等に応援要請 ・必要により自衛隊派遣 ・必要要請	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携
救助	・旅客の救助・地上の危難事件に対する防護 【機長】 ・空港内の事故現場での警戒警備 ・必要な場合、ヘリポート臨時離着陸場、接岸場所の確保 【管理事務所】	・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・現地救援所の設置	・現地救援所の設置	・救助活動 【消火救難協力隊】
消火	・消防救助活動（周辺にて実施） 【管理事務所】			・消防活動	・消防活動 【消火救難協力隊】	

事項	航空運送事業者・空港管理者 発見者	国	県	県警	神戸市（消防）	医療機関等
避難誘導 二次災害 防止	・必要な場合、一時避難所の開設 〔管理事務所〕 ・一時避難所が設置された場合の誘導 〔航空事業者〕			・一時避難所が設置された場合の誘導 ・航空機墜落被害がある場合に立入禁止区間に、他の区域に立入する民衆を迅速に設定する民衆を地域避難誘導を目的に実施	・一時避難所が設置された場合の誘導 ・航空機墜落被害がある場合に立入禁止区間に、他の区域に立入する民衆を迅速に設定する民衆を地域避難誘導を目的に実施	・一時避難所が設置された場合の誘導 ・航空機墜落被害がある場合に立入禁止区間に、他の区域に立入する民衆を迅速に設定する民衆を地域避難誘導を目的に実施
医療	・医療機関等の活動の 支援 〔航空事業者〕			・市等からの要請を受け、県立病院の救護機関を派遣や医療機関を派遣等に救護班に請等必要に応じ、多登外傷熱傷等特殊な医療への対応可能な病院を紹介	・現地救護所で重傷度及び分類及び実施と連携した急救手と連携した医療機関の確保 ・派遣及び搬送可能な医療機関への分散搬送	・要請に基づく医師救護班の場合、トリージが必要な場合、救護地区の設置、現地（行、イカルコーグ、イネーラー）でのトリアージ・医療活動・災害拠点病院（災害医療コール、ホタード）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言の支援 ・医療活動の支援 〔消火・救援協力隊〕
交通規制					・交通規制の実施	
危険物等 への対策 への情報伝達	・航空危険物輸送の有無を空港管理者に連絡 〔航空運送事業者〕			・消防機関と連携した消防質の特定等 ・消防機関の特定にて、危険物等の事門家・専門家等を消防本部に紹介等	・消防機関と連携した消防質の漏洩の場所の特定、現地の安全移動、除染等の必要な措置の実施	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供
その他					・遺体の検分 ・遺体の身元確認	・医師による死亡確認

(5) それ以外の地域における航空機の墜落等の場合

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	・事故等発生の通報 ・乗客名簿への提出 [航空運送事業者]	・事故等発生の通報の受理 ・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生時の通報の受領・伝達 ・県消防防災ヘリ等による情報収集活動	・事故等発生時の通報の受理 ・事故発生地を管轄する警察署員等を派遣し、情報収集	・事故等発生の通報の受領・伝達等を事故現場に派遣し、情報収集	・事故等発生の通報の受領
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置	・現場指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防救助隊派遣 ・自衛隊派遣 ・海上保安本部の活動	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じて県等へ応援要請	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じて県等へ応援要請	・関係機関の密接な連携
(捜索)		・東京救難調整本部を通じ、相互に連携した海上保安本部、自衛隊の捜索活動	・県消消防防災ヘリ等による捜索活動	・交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員による捜索活動等 ・警察用航空機・船舶等を活用した捜索活動	・消防職員、消防団員等による捜索活動	
救助	・旅客の救助・地上又は水上に対する危難の防止活動 [機長]	・海上における海上保安本部等の救助活動		・事故現場等の警戒警備活動	・負傷者救及び搭乗者数の把握 ・現地救護所の設置 ・搭乗者の救助活動	
消火					・消防救助活動 ・必要に応じて、警戒区域の設定	

事項	航空運送事業者・発見者	国	県警	県	市町（消防）	医療機関等
避難誘導 二次災害 防止				・航空機が人家密集地等 城へ墜落した場合 被害が、立入禁止区域等を実施	・航空機が人家密集地等 城へ墜落する場合 立入禁止区域等の設置し、誘導	
医療	・国立大学病院からの 救護班の派遣 ・陸上自衛隊による医 療救護活動、負傷者 の搬送等の実施	・市町から の要請を受 け、県立病院の 救護班の派遣を 請等	・市町から の要請を受 け、県立病院の 救護班の派遣を 要 に応じた県消 防災へりによる 搬送等	・現地救護所で重傷度 を分類及び実施 ・必要な手と連携 した医師、搬送保 つた医師及び確 派送の確 機関への分散搬送 等への医療機関 対応可能な医療機関 への医療機関	・要請に基づく医師、 救護班の派遣 ・救援活動 ・災害医療病院（災害医 療コート、休憩室等）による 消防機関かららの間、 合せに応じた医療 上の助言	
交通規制					・交通規制の実施	
危険物等 への対策	・航空危険物輸送の有 無を關係機関に連絡 【航空運送事業者】		・消防と連携した物質 の特定等	・消防と連携した物質 の特定等	・危険物等の漏洩の場 合の安全確認、負傷 者等の移動、除染等 必要な措置を実施	
関係者へ の情報伝 達	・關係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供		・關係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供	・關係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供	・關係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供	
その他				・遺体の検分 ・遺体の身元確認	・医師による死亡確認	

(2) 鉄道災害

事項	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	・事故等発生の通報 ・受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生の通報の受領 ・事故等発生時の通報の受領・伝達	・事故等発生時の通報の受理	・事故等発生時の通報の受領・伝達 ・災害状況の早急な把握	・事故等発生時の通報の受領 ・災害状況の早急な把握	・事故等発生の通報の受領 ・受領
組織の設置	・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部（対策室）の設置	・現地指揮所等の設置		
関係機関との連携促進	・関係機関の密接な連携 ・鉄道事業者の必要に応じた県、市町への応援要請	・関係機関の密接な連携 ・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防救援隊派遣 ・自衛隊の派遣	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請	・関係機関の密接な連携
救助	・鉄道事業者による救助活動			・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・現地救護所の設置 ・救助活動により列車切断(トンネル内、地下口が事故で閉塞される場合) （トシネルの事故によっては侵入口が配慮した救援活動を実施）	
消火	・鉄道事業者による消火活動				・消防活動（トンネル内での火災では、密閉空間のため、濃煙、熱気等に配慮した活動を実施）	

事項	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
避難誘導 二次災害 防止	・後続車両の衝突等の 二次災害の防止措置 ・鉄道上の落石、土砂 崩れ等における監視 現場設置 員の設置 [以上鉄道事業者]			・脱線した鉄道車両が 高架から人集落する等 おそれがある防止のため おそれの拡大防止区域の 設定、立入禁止区間等の 設置を実施	・脱線した鉄道車両が 高架から人集落する等 おそれがある防止のため おそれの拡大防止区域の 設定、立入禁止区間等の 設置を実施	
医療				・受けたる要請を護送班 に要請を提出する ・救護班や医療機関を派遣 する要請を提出する ・陸上自衛隊による医 療救援活動、負傷者 の搬送等の実施	・応急救護所で重傷度 に応じた分類及び必 要な応急手当の実施 ・対応可能な分類と連携 医療機関への搬送者をと つた医師、搬送者を遠方 へ搬送する場合に要請 ・医療機関の搬送者を搬 送する場合に要請 ・医療機関へ搬送する 場合に要請	
緊急輸送					・交通状況の把握、交 通規制の実施	

事項	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
危険物等への対策	・危険物等の積載の有無を報告する者又は荷主	・消防と連携した物質の特定等	・消防と連携した物質の特定等	・消防と連携した物質の特定等	・危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、負傷者等必	・危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、負傷者等必
関係者への情報の伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・医師による死亡確認
その他	・遺体の身元確認・遺体仮収容所の選定、被災者の家族に対する必要な手配	・死傷者名簿の作成	・鉄道車両が道路をふさぎ、場合によっては必要に応じて、建設業界へ重機出動依頼	・遺体の検分	・遺体の身元確認	

(3) 道路災害
① 一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く）

事項	運転手・道路管理者・登見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	・事故等の発生の通報 ・受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等の発生の通報の受領・伝達	・事故等の発生時の通報 ・事故の受理 ・事故発生地を管轄する警察署等を現場に派遣し情報収集	・事故等の発生時の通報 ・事故の伝達 ・被災状況の早急な把握	・事故等の発生の通報の受領・伝達 ・被災状況の早急な把握	・事故等の発生の通報の受領
組織の設置	・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置	・現地指揮所等の設置		
関係機関との連携促進	・関係機関の密接な連携 ・広域緊急救援援助隊派遣 ・緊急消防救援隊派遣 ・自衛隊の派遣	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結	
救助	・車両の運転手等による負傷者救護 ・道路管理者による救助活動への協力			・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・応急救護所の設置 ・救助活動 (高速道路での災害では、事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施)	
消火	・道路管理者による消防活動 ・道路機関と連携協力した消防活動				・消防活動（消防栓内火災の場、濃煙、熱気活動等には、洒水活動を実施）	
避難誘導 二次災害防止	・車両の運転手等による危険防護措置 ・警察と連携した迅速な立入禁止区城の設置 ・交通規制の実施 ・救出活動による二層の監視員の配置 【以上管理者】				・道路災害が通行量の多い場合の他被害がある場合は、立入禁止等に避難場所を設けたり、通行車両制限等に對する停止区間の実施 ・誘導する上者による山崩れ防止等による二次災害防止のため、監視員等を配置	

事項	運転手・道路管理者・登見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
医療	・国立大学病院からのお救護班の派遣 ・陸上自衛隊による医療機関に負傷者の搬送の実施	・市町から要請を受けた分類及び実施に応じた急救手可能な医療機関をと医療機関への分離と連携をとった派遣、医師、医療機関の確保	・現地救護所で傷度に応じた分類及び実施に応じた急救手可能な医療機関をと医療機関への分離と連携をとった派遣、医師、医療機関の確保	・要請に基づく医師、救護班の派遣のトリアージ・災害拠点病院（災害医療センター）の消防機関からの照会に応じて、医療機関から医療上の助言	・要請に基づく医師、救護班の派遣のトリアージ・災害拠点病院（災害医療センター）の消防機関から医療上の助言	・要請に基づく医師、救護班の派遣のトリアージ・災害拠点病院（災害医療センター）の消防機関から医療上の助言
危険物等への対策 (高速道路での危険物の流出は別紙)	・危険物等の積載の有無を報告 【自動車の運転手】	・消防と連携した物質の特定等 ・危険物の漏洩等の場合に、専門家、事務官等を消防機関等に紹介等	・消防と連携した物質の特定等 ・危険物の漏洩等の場合に、専門家、事務官等を消防機関等に紹介等	・危険物の漏洩等の場合に認傷者等の移動、除染等を実施するための協力の確保 ・危険物の漏洩等の場合に、警察署の管轄にて付近住民の避難誘導を実施するための協力の確保 ・必要に応じて、県に専門家の紹介を要請	・危険物の漏洩等の場合に認傷者等の移動、除染等を実施するための協力の確保 ・危険物の漏洩等の場合に、警察署の管轄にて付近住民の避難誘導を実施するための協力の確保 ・必要に応じて、県に専門家の紹介を要請	・危険物の漏洩等の場合に認傷者等の移動、除染等を実施するための協力の確保 ・危険物の漏洩等の場合に、警察署の管轄にて付近住民の避難誘導を実施するための協力の確保 ・必要に応じて、県に専門家の紹介を要請
関係者への情報の伝達	・関係機関が連携した場合等への情報提供	・関係機関が連携した場合等への情報提供	・関係機関が連携した場合等への情報提供	・関係機関が連携した場合等への情報提供	・関係機関が連携した場合等への情報提供	・関係機関が連携した場合等への情報提供
その他	・道路管理者による迅速・的確な障害の除去、仮設等の復旧活動 ・巡回路の設定 【管理者】	・必要に応じた道路啓業協議会への重機出動依頼	・被災現場及び周辺地域における交通安全施設設置の緊急点検の実施			

② 高速道路での危険物流出の場合

事項	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	・事故等の発生の通報 ・事故状況確認 ・関係機関が必要とする情報の提供 【以上事業者】	・事故発生の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等の発生時の通報の受領・伝達 ・現場の状況により、情 報を入手し関係機関に情報提供	・事故等の発生時の通報の受理 ・事故状況確認、消防への通報	・事故等発生時の通報の受領・伝達 ・事故状況への通報	・事故等発生の通報の受領 ・事故状況確認、警察への通報
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の派遣 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部（対策室）の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、市町等の都道府県、請等の衛隊派 への応援要請 ・必要ににより自 由に請 けられ る	・関係機関の密接な連携 ・現地指揮所等での連 携 ・消防等関係機関と調 整して、任務分担を 調整行い、連携して現場 活動に当たる。	・関係機関の密接な連携 ・現地指揮所等での連 携 ・消防等関係機関と調 整して、任務分担を 調整行い、連携して現場 活動に当たる。	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締 結先への応援要請 ・現場指揮 （出動した各機関は、原 則として、揮の下に は活動。また、状況に 応じて協議を実施）	・関係機関から の要請を受けて応援 実施防本部等から の要 請に基づく応援 【高压ガス地域防災 協議会加入防災事業 所】
救助				・事故現場等の警戒警 備 ・救助活動	・救助活動 ・多数の負傷者が発生 した場合、安全な場 所に現地救護所を設 置	
消火					・火災・爆発鎮圧	
避難誘導 二次災害 防止	・警戒区域の設定 （積載物、また火災の状 況等を考慮して設定） ・周辺広報の実施 【以上管理者】			・警戒区域の設定 ・避難勧告（避難指示を市町長等 が措置できないと きが又は市町長から があつたと 周辺広報の実施）	・警戒区域の設定 ・避難勧告（避難指示を市町長等 が措置できないと きが又は市町長から があつたと 周辺広報の実施）	

事項	事業者・道路管理者・登録者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
医療	・国立大学病院かららの救護班の派遣 ・自衛隊の救護班の派遣	・市町かららの要請を受けた立派の救護班 ・また、医療機関に要請等を派遣した、医療機関を要請等	・市町かららの要請を受けた立派の救護班の派遣 ・また、医療機関に要請等を派遣した、医療機関を要請等	・現地救護所で重傷度に応じた急手的な医療容対応可能な分離と連携をとった医師、救護先医療機関への派遣及ひ搬送の確保	・要請に基づく医師、救護班の派遣のトリアージ・医療機関の活動（災害医）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言	
交通規制	・交通規制の実施 【管理者】			・交通規制の実施（現状況により、シグナル鎖を実施）	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止 (漏洩箇所の密閉等)	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止
(防除)	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止 【以上事業者、管理者】			・資機材所在地確認 (特殊な處理材等が必要な場合に、登場する人材が必要な時に発送元に依頼) ・回収車両の手配・派遣	・資機材運搬の誘導 ・処理人員の誘導 ・回収車両は、積載物(回収車両には、積み替える必要がある場合に、事業者が運送業者等を通じて手配)	・資機材所在地確認 ・処理実施の毒性等の性状、また火災の発生、回収等の作業を実施
				・資機材手配・運搬 ・處理人材手配派遣 (處理に特殊技能を有する人材が必要な時には発送元に依頼) ・回収車両の手配・派遣 ・事故車両撤去 ・水質汚染等を考慮した路面清掃等事後処理 【以上事業者、管理者】	・資機材手配・運搬 ・處理人材手配・派遣 ・回収車両の手配・搬送 ・處理実施 【以上関係団体】	

③ 雑踏事故の場合

事項	行事等の主催者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	・事故の発生の通報 ・事故の発生の通報	・事故発生の通報の受領・伝達	・事故発生時の通報の受領・伝達	・事故発生の通報の受領・伝達・状況把握	・事故発生の通報の受領・伝達・状況把握	
組織の設置		・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察本部（対外災害対策室）の設置	・現地指揮所等の設置		
関係機関との連携促進	・関係機関の密接な連携 【主催者】	・関係機関の密接な連携 必要に応じ国、他の都道府県、市町への応援要請等	・関係機関の密接な連携 必要に応じ国、他の都道府県、市町への応援要請等	・関係機関の密接な連携 消防相互応援協定締結先への応援要請	・関係機関の密接な連携 消防相互応援協定締結先への応援要請	
救助	・緊急車両の進入路の確保 【主催者】		・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・現地救護所の設置 ・救助活動		
被害の拡大防止	・事故の拡大防止 【主催者】			・効果的な広報の実施 防止		
医療	・救護活動に必要な場の確保 ・負傷者の搬出 【以上主催者】	・市町かららの要請を受け立派病院の救護班を派遣。また、医療機関に要請等	・市町かららの要請を受け立派病院の救護班を派遣。また、医療機関に要請等	・応急救護所で重傷度に応じた急手な医療容認をとる。医療機関へ向けての分担と連携をとった医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの応じた助言	
交通規制				・交通規制の実施		
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	

(空白)

第2章　迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 情報の収集・伝達

[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県危機管理部、県保健医療部、県土木部、県警察本部、市町、消防本部、但馬空港ターミナル(株)、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等]

第1 趣旨

災害発生時における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

1 航空災害の第一報の情報伝達

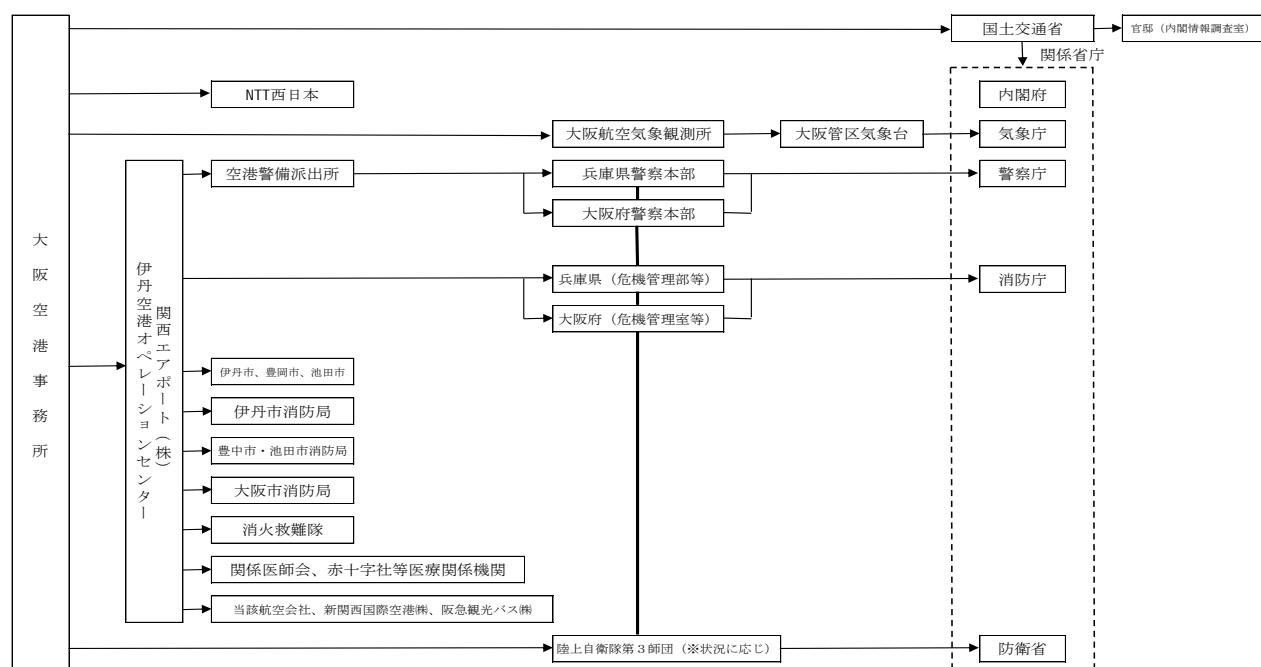
(1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合

関西エアポート(株)、但馬空港ターミナル(株) 及び関西エアポート神戸(株)は、航空事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害

大阪国際空港内及びその周辺において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

ア 空港内で災害が発生した場合



- 注1 関西エアポート株は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。
- 2 関係医師会・赤十字社等関係医療機関とは、済生会千里病院、大阪大学医学部付属病院、大阪急性期・総合医療センター、日本赤十字社大阪府支部、兵庫県災害医療センター、兵庫医科大学救命救急センター、日本赤十字社兵庫県支部、大阪空港メディカルセンター、大阪府医師会、池田市医師会、伊丹市医師会、豊中市医師会、兵庫県医師会を指す。
- 3 県内における関係機関（海上保安本部、陸上自衛隊第3師団、県警察本部、県、市町、消防本部）は、

相互に情報を交換することとする。

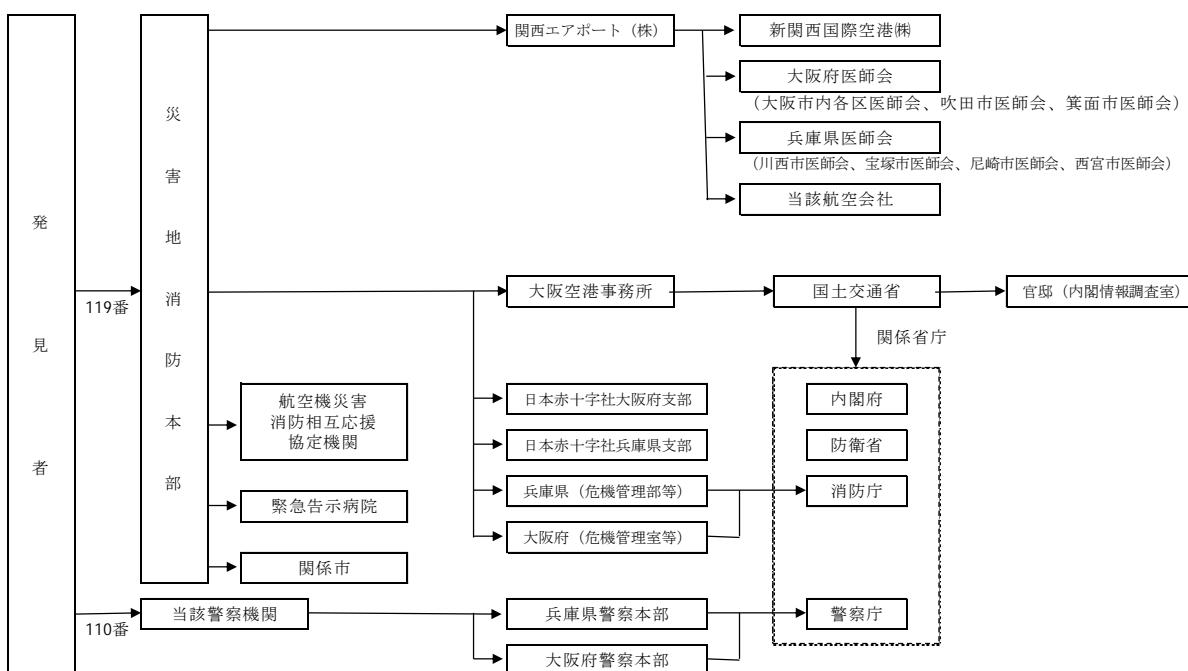
4 連絡先

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
国土交通省：航空局安全部安全企画課
内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
警察庁：警備局警備運用部警備第三課
防衛庁：運用局運用課
消防庁：応急対策室
兵庫県：阪神北県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）
危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）
土木部空港政策課
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
市町及び消防本部

凡例（本節内共通）

- 1 矢印の方向は、連絡の伝達方向を示す。
- 2 太線 **——** は、機関相互の緊密な情報の連携を示す。

イ 大阪国際空港周辺地域（標点から半径 9 km内の範囲）で災害が発生した場合



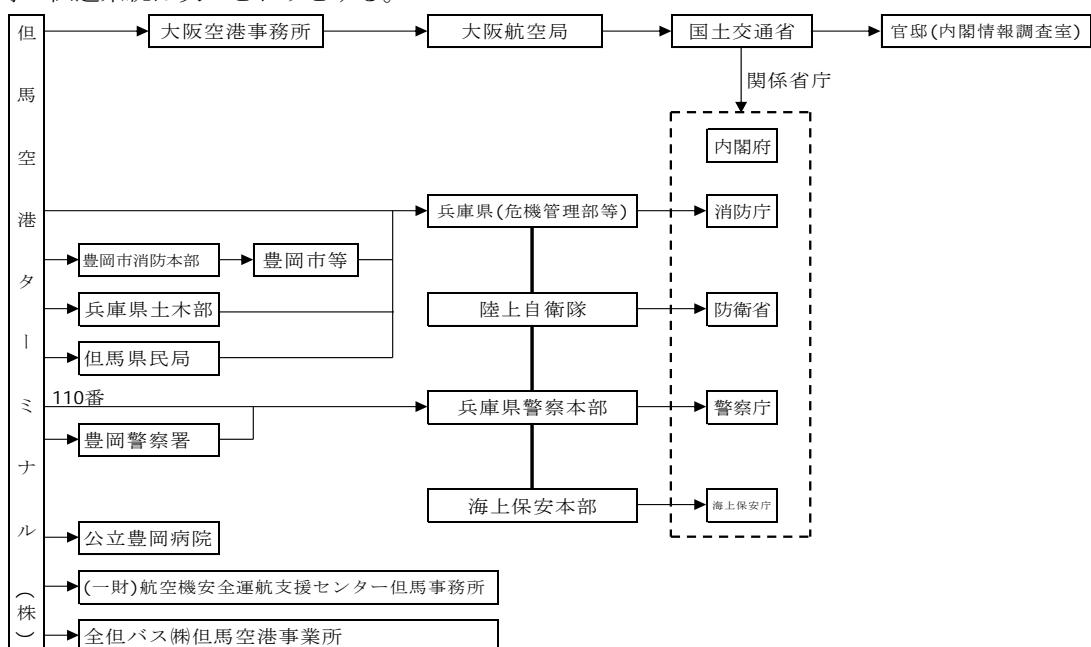
- 注 1 災害発生の予測される通報を受けた地元消防本部は上図に準じて必要関係機関に通報することとする。
- 2 航空機災害消防相互応援協定：14消防本部（大阪市、堺市高石市消防組合、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、伊丹市の各消防本部）の区域内において、航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合に相互に応援することを定めた協定。
- 3 関係市とは、大阪国際空港緊急計画に定める兵庫県内の市（伊丹市、川西市、宝塚市、尼崎市及び西宮市）を指す。
- 4 県内における関係機関（海上保安本部、陸上自衛隊第3師団、県警察本部、県、市町、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

5 連絡先

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
 警察庁：警備局警備運用部警備第三課
 海上保安庁：総務部国際・危機管理官
 防衛庁：運用局運用課
 消防庁：応急対策室
 海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用司令センター
 兵庫県：各県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）
 危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）
 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
 市町及び消防本部
 救急告示病院

② 但馬空港及びその周囲で発生した航空災害の場合

但馬空港内及びその周囲において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注 1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

2 但馬空港ターミナル(株)は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。

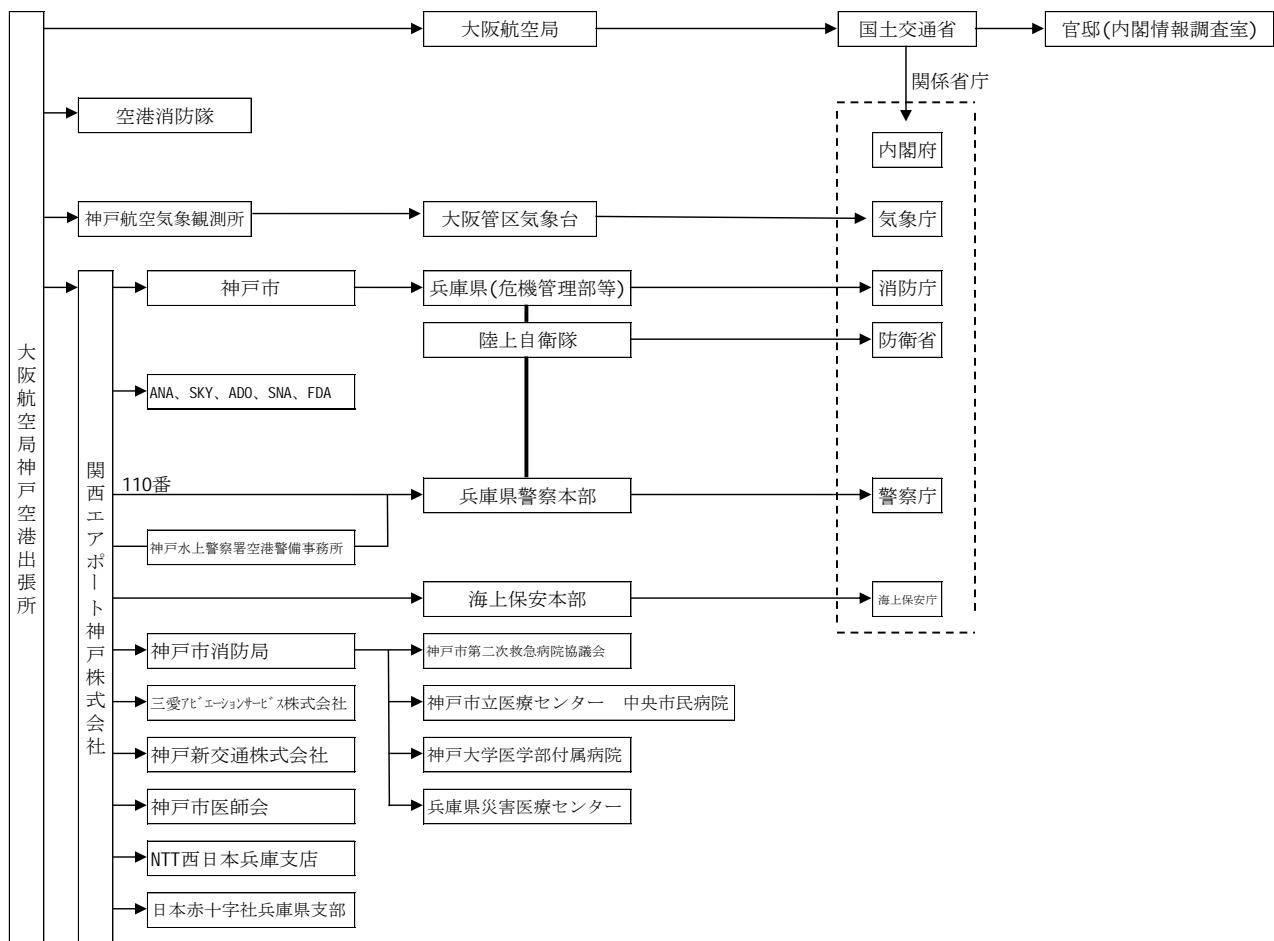
3 連絡先

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
 警察庁：警備局警備運用部警備第三課
 消防庁：応急対策室
 海上保安庁：総務部国際・危機管理官

大阪空港事務所：管制保安部航空管制運航情報官
海上保安本部：第八管区海上保安本部警備救難部救難課、運用司令センター
兵庫県危機管理部：災害対策課、消防保安課(勤務時間外及び緊急の場合)
兵庫県土木部：空港政策課
但馬県民局：総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
市町及び消防本部

③ 神戸空港及びその周囲で発生した航空災害の場合

神戸空港内及びその周囲において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



- 注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、神戸市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

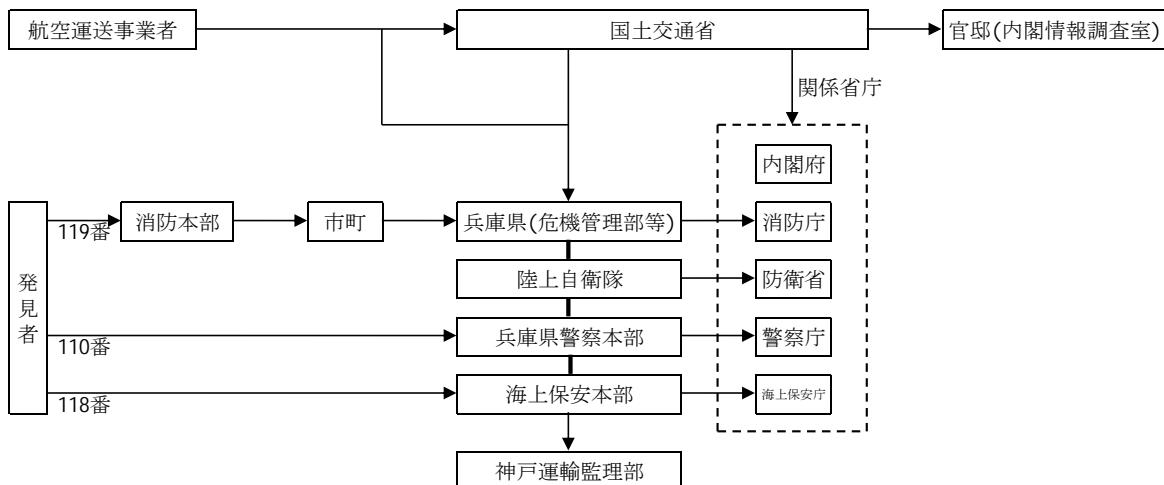
2 連絡先

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
警察庁：警備局警備運用部警備第三課
消防庁：応急対策室
海上保安庁：総務部国際・危機管理官
大阪空港事務所：管制保安部航空管制運航情報官
海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環

兵庫県危機管理部：災害対策課
兵庫県土木部：空港政策課
兵庫県警察本部：警備部災害対策課

(2) その他の地域における航空機の墜落等

空港及びその周辺の地域以外の地域において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部）は相互に情報を交換することとする。

2 連絡先

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備運用部警備第三課

海上保安庁：総務部国際・危機管理官

防衛庁：運用局運用課

消防庁：応急対策室

海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用司令センター（太平洋側で災害が発生した場合）

：第八管区海上保安本部警備救難部救難課、運用司令センター（日本海側で災害が発生した場合）

兵庫県：各県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）

危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）

土木部空港政策課

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

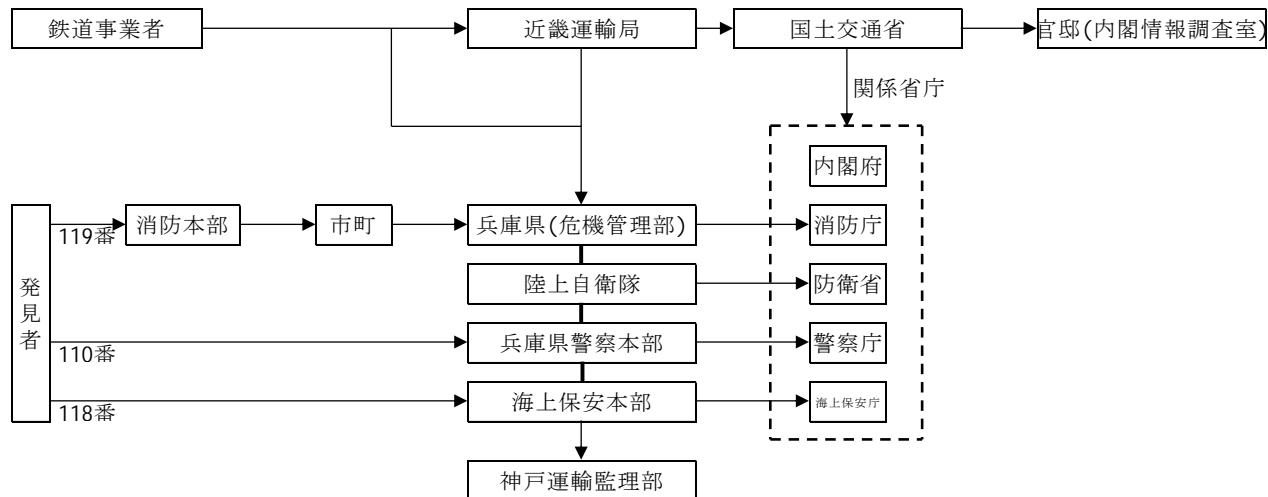
市町及び消防本部

2 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の漏えい等の場合は、第3編第3章第6節 危険物等への対策の実施に掲載の系統図による。



注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部）は相互に情報を交換することとする。

2 連絡先

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：大臣官房運輸安全監理官、鉄道局安全監理官

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備運用部警備第三課

海上保安庁：総務部国際・危機管理官

防衛庁：運用局運用課

消防庁：応急対策室

近畿運輸局：総務部安全防災・危機管理課

鉄道部安全指導課

海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用司令センター（太平洋側で災害が発生した場合）

：第八管区海上保安本部警備救難部救難課、運用司令センター（日本海側で災害が発生した場合）

兵庫県：各県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）

危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

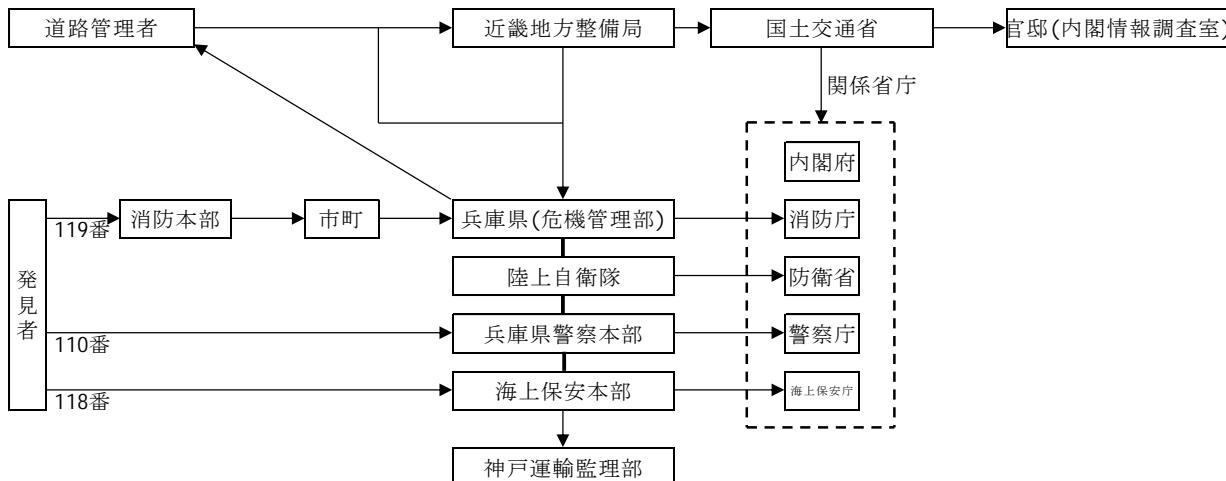
市町及び消防本部

3 道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

危険物等への対策の実施に掲載の系統図による。



注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部）は相互に情報を交換することとする

2 連絡先

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：道路局国道・技術課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察廳：警備局警備運用部警備第三課

海上保安庁：総務部国

防衛庁：運用局運用課

消防庁：応急対策室

近畿地方整備局：道路部

海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用司令センター（太平洋側で災害が発生した場合）

：第八管区海上保安本部警備救難部救難課、運用司令センター（日本海側で災害が発生した場合）

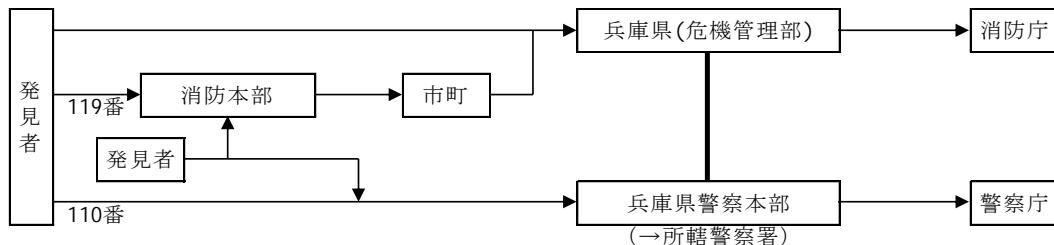
兵庫県：各県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）

危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

市町及び消防本部

(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとることとする。この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市町、消防本部）は相互に情報を交換することとする。

2 連絡先

警察庁：警備局警備運用部警備第三課

消防庁：応急対策室

兵庫県：各県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）

危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：地域部地域指導課、警備部災害対策課

市町及び消防本部

4 災害情報等の収集、報告等

（1）収集の方法

県、市町は、火災、事故又は災害（以下、この節において「災害等」という。）の状況及びこれに対してもられた措置に関する情報（以下、この節においては「災害情報等」という。）を収集することとする。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨をそれぞれ市町にあっては県、県にあっては内閣総理大臣（窓口：消防庁。以下この節において同じ。）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

（2）報告基準

市町は、以下の種類の災害等が発生したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に災害情報等を報告することとする。

[火災]

① 交通機関の火災

航空機、列車又は自動車の火災で次に掲げるもの。

- ・ 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ・ トンネル内の車両火災
- ・ 列車火災

② その他

特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの。

（例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

[危険物等に係る事故]

危険物、高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

- （例）
 - ・ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
 - ・ 負傷者が5名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
 - ・ 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）
 - ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
 - ・ 海上、河川への危険物等流出事故
 - ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

- ・ その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

[救急・救助事故]

- ① 死者5名以上の救急事故
- ② 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が30名以上の救急事故
- ③ 要救助者が5名以上の救助事故
- ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- ⑤ その他社会的に影響度が高い救急・救助事故
 - (例) ・ 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故
 - ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

[災害]

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの。
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの。
- ⑤ ①～③に定める災害になるおそれのある災害

県は、同様の基準により、国の関係機関に災害情報を報告することとする。

(3) 報告系統

市町は、県に災害情報等を報告することとする。

県は、市町から災害情報等の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣に報告することとする。

市町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告することとする。ただし、その場合にも市町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。

(4) 災害情報の収集・伝達手段

- ① 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力することとする。
- ② 市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報等をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力することとする。
- ③ 災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- ⑤ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

(5) 関係機関との連携

- ① 県警察本部は、県及び自衛隊、海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

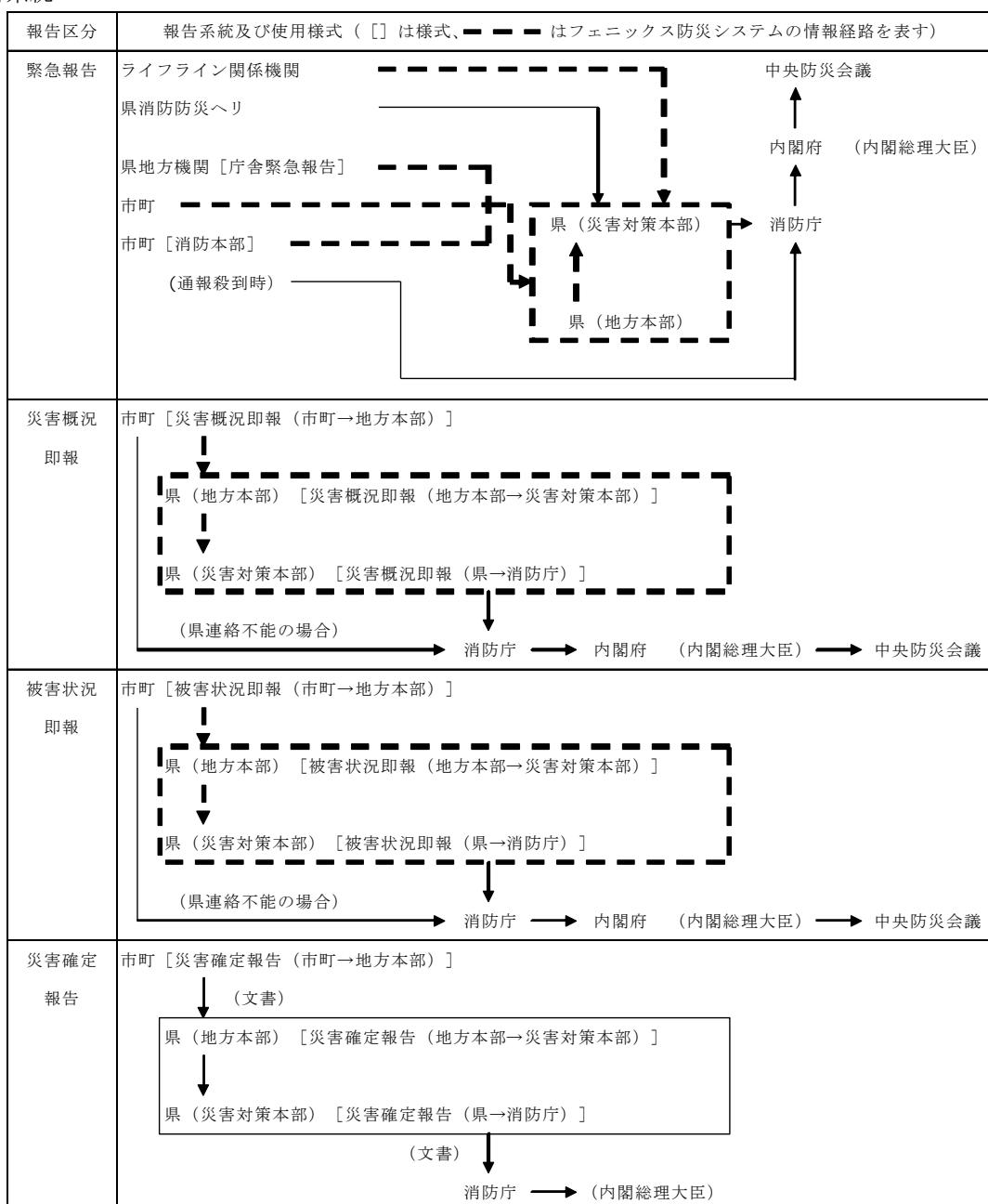
[主な情報交換事項]

- ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ウ 犯罪の防止に関するとった措置

- ② 海上保安本部は、海上における災害等について情報を収集するとともに、県、県警察本部、各消防本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

(6) 報告内容

○ 報告系統



- (注) 1 本部が設置されない場合も上図に準じる。
 2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。
 3 報告は、原則として、フェニックス防災端末とするが、それにより難い場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。
 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする

区分	平日（8:30～18:15）		左記以外
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星 通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

① 緊急報告

県は、災害等の発生後、ただちに以下の方法で災害等の規模を把握し、内閣総理大臣に報告することとする。

ア 県は、大規模な被害が予想される場合には、必要に応じて、直ちに県消防防災ヘリコプター等による調査活動を実施することとする。

また、県は、状況に応じ県警察本部、神戸市消防局、自衛隊、海上保安本部等に対し、航空機による調査活動を依頼することとする。

〔重点調査事項〕

(ア) 災害等の発生場所の状況

(イ) 道路被災状況（道路交通機能確保状況）

(ウ) 住民の動向、その他

イ 市町は、次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

(ア) 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災、列車火災）

(イ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

(ウ) 救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

a 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

b バスの転覆等による救急・救助事故

c ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

ウ 市町は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれにより難い場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

エ 交通機関は、運行状況及び施設の被災状況（高速道路、J R・私鉄等、航空機、船舶）について速やかに県にその状況を報告することとする。

② 災害概況即報

ア 市町は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡することとする。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれにより難い場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

イ 県は、必要に応じ市町に職員を派遣し、市町の災害情報等の収集に努めることとする。

その際、防災行政無線等の車載・携帯無線機により連絡手段の確保を図ることとする。

ウ 県は、災害概況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。

③ 被害状況即報

ア 市町は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、隨時報告することとする。

イ 県は、原則として災害対策本部設置期間中毎日一回（午後5時現在のもの）被害状況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。

ただし、内閣総理大臣が特にとりまとめ時間を指定した場合、及び内容が重要と判断される情報を入手したときは、この限りではない。

④ 災害確定報告

市町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

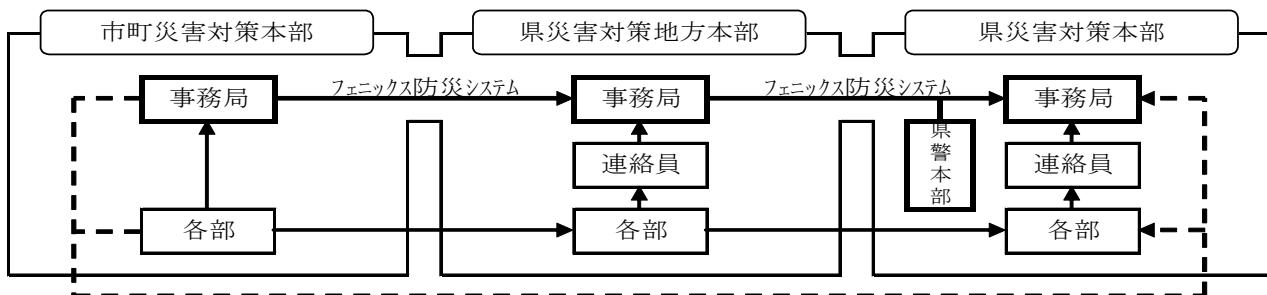
県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官に対して文書で報告することとする。

⑤ その他

本計画に定めるほか、災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行うこととする。

(7) 県における災害情報の収集伝達

① 被害状況等の収集及び伝達系統は次のとおりとする。



(注) 1 緊急を要する場合については---線の伝達経路によることがある。

2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。

3 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 県災害対策地方本部は、市町から被害情報を収集し、その結果を速やかに県災害対策本部長に報告することとする。

(8) 市町における被害状況の収集伝達計画

市町における被害状況及び応急対策実施状況の情報収集並びに応急対策の指示伝達は、それぞれ市町地域防災計画の定めるところによる。

○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統

部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部
	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等
土木部	空港の閉鎖(運用)状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← 関西エアポート(株) 関西エアポート神戸(株) 但馬空港ターミナル㈱ 各ヘリポート管理事務所
	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← JR西日本 私鉄等各社
	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等 [県管理] (道路街路課) 国土交通省近畿地方整備局[国管理] 神戸市 [神戸市管理] 市町 [市町管理] ※ 道路企画課 ← 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株)
県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所

○ 市町からの主な緊急対策支援要請

部	要請事項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 中部方面特科連隊[陸上] ← 事務局 ← 阪神基地隊[海上] ← 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町
	海上輸送の 要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←
	放送要請	N H K 神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送テレビ ← 朝日放送ラジオ ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← F M 8 0 2 ← (F M C O · C O · L O)
	緊急警報放送要請	N H K 神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	報道要請	神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 ← 読売新聞社 ← 毎日新聞 ← 産経新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 日本工業新聞社 ←
	消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部

部	要請事項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部	ヘリの出動	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ←
事務局	災害救援専門 ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部
保健医療部	医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ← 日本赤十字社兵庫県支部 ← 医師会 ← 歯科医師会 ← 市町立病院 ← 国立病院等* ← 県立病院 ← 病院局 ← 県内医療機関 ← 災害医療センター ← 薬剤師会 ← 薬務課 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 災害拠点病院 ← 各医療機関 ← 市町 ← 市町
	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 災害拠点病院 ← 県内医療機関 ← 災害医療センター ← 健康福祉事務所各保健所設置市 ← 各医療機関 ← 各医療機関
	ヘリによる患者搬送	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ← ドクターへリ基地病院
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 ← 灾害拠点病院 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関 ←
警察本部	警察官の協力要請 交通誘導の実施	警察署 ← 市町 警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会
	他府県警察ヘリの派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部

* 国立病院等には、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等を含む。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害情報等の収集・伝達系統（住民を含む）
- (2) 応急対策の指示伝達系統
- (3) 県・国等への災害情報等の報告基準・報告内容・報告系統
- (4) 県等への応援要請系統
- (5) その他必要な事項

第2節 勤員の実施

[実施機関：各機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関における大規模事故等発生時等の職員の勤員（参集・配備）体制について定める。

第2 内容

1 県の勤員体制

(1) 関係職員の緊急招集

防災監は、大規模事故の対応について緊急に協議を行う必要があると認める場合は、直ちに関係職員を招集することとする。

(2) 本庁の勤員体制

本庁職員の勤員体制は、次のとおりとする。

ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者、病院事業部については病院事業管理者、教育部については教育長、警察部については警察本部長がそれぞれ地域防災計画の内容を踏まえ別途定めることとする。

① 災害対策本部が未設置で以下の場合

ア 航空機について緊急事態又は墜落等の事故が発生したとき

イ 大規模な鉄道事故が発生したとき

ウ 道路構造物の被災等により大規模な事故等が発生したとき

災害の状況	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理部等のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。
	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。

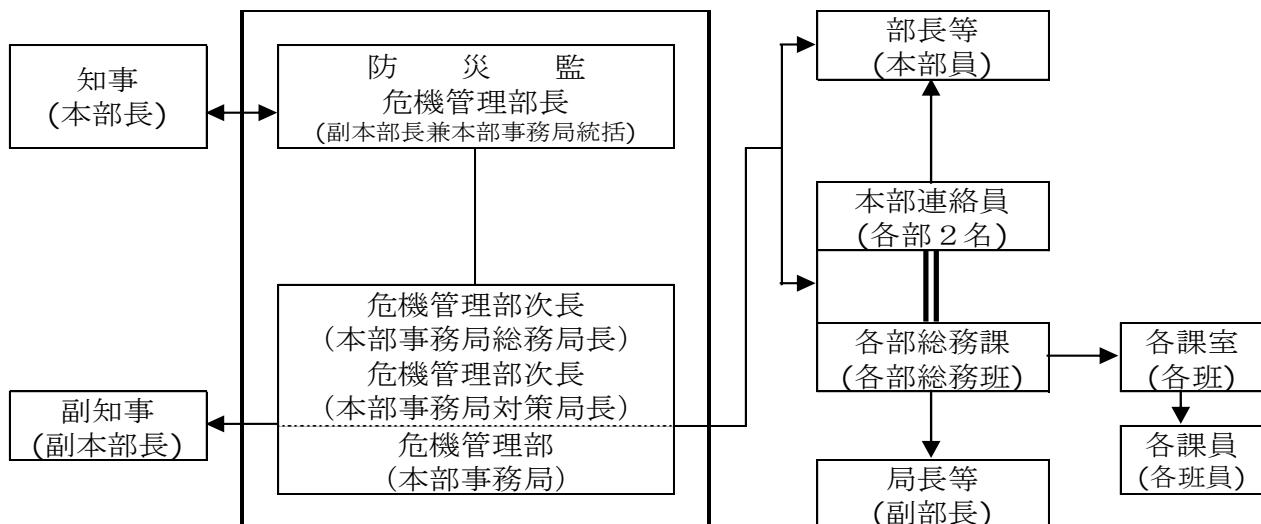
② 災害対策本部が設置されたとき

- ア 事故災害対策本部員、本部連絡員、危機管理部その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定めた職員、災害待機宿舎入居者は、直ちに配備につくこととする。
- イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。
配備は原則として、災害対策本部長（知事）が決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号 配備	航空災害、鉄道災害又は道路災害等が発生した場合において、その状況を勘案して応急対策を実施するために必要があると認められるとき	各関係応急対策主管課の職員のうち、あらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号 配備	航空災害、鉄道災害又は道路災害等が発生した場合において、相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	各関係応急対策主管課の職員のうち、あらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害応急対策に当たる体制

* 本部長（知事）は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画に準じて配備体制を決定することとする。

- ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各部別動員計画を基本として、災害等の状況などを勘案し、災害対策本部の各部長が決定することとする。
- エ 配備は、次のとおり伝達することとする。



(3) 地方機関の動員体制

地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。

- ① 災害対策地方本部が未設置で以下の場合
当該地域において次の事項に該当する場合
 - ア 航空機について緊急事態又は墜落等の事故が発生したとき
 - イ 大規模な鉄道事故が発生したとき
 - ウ 道路構造物の被災等により大規模な事故等が発生したとき

災害の状況	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	県民局・県民センター その他の地方機関の あらかじめ定めた職員	直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	県民局・県民センター その他の地方機関の長等	状況により、速やかに参集できる体制及び所属の職員に連絡できる体制を整えることとする。

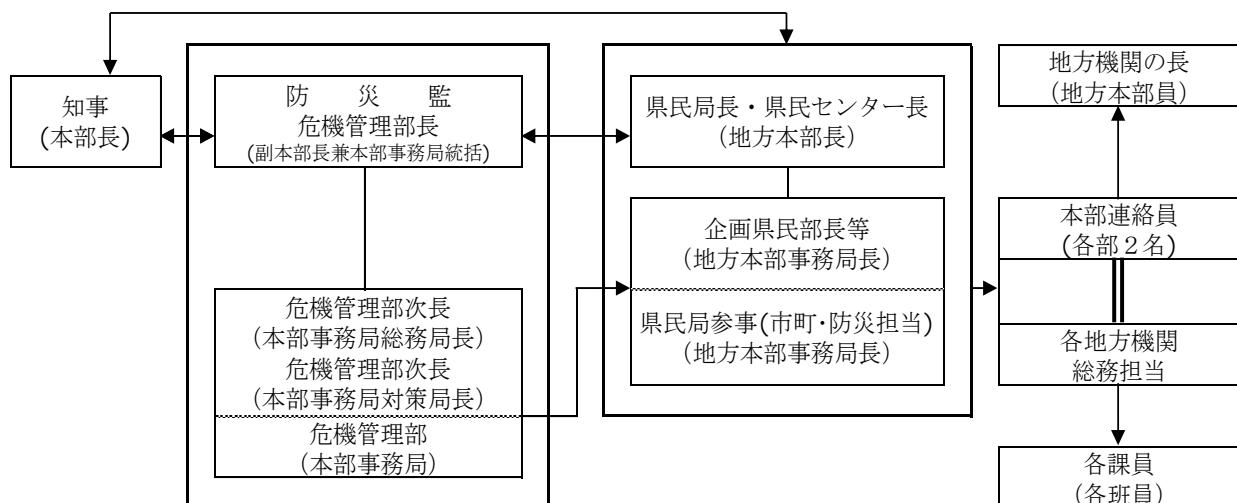
② 災害対策地方本部が設置されたとき

- ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員等は、直ちに配備につくこととする。
- イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。
配備は原則として、災害対策地方本部長（県民局長・県民センター長）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号 配備	当該地域の一部において、航空灾害、鉄道灾害又は道路灾害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため必要があると認められるとき	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号 配備	当該地域の一部において、航空灾害、鉄道灾害又は道路灾害等が発生した場合において、相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害応急対策に当たる体制

※ 地方本部長（県民局長・県民センター長）は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画に準じて配備体制を決定することとする。

- ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各事務所班（地方機関）別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、災害対策地方本部の各事務所班（地方機関）の長が決定することとする。
- エ 配備は、次のとおり伝達することとする。



(4) 配備の命令を受けた県職員の行動

原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくこととする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における災害等発生時の動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 その他の対策要員の指定

(1) 技術者等の動員

県、市町は、災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図ることとする。

(2) 赤十字奉仕団等の動員

県、市町等は災害応急対策を実施するため、必要に応じて、赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織に協力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 動員の内容
- (2) 動員の基準
- (3) 伝達方法
- (4) 勤務時間外における動員

第3節 組織の設置

[実施機関：各機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の大規模事故発生時等の防災組織について定める。

第2 内容

1 県の組織

(1) 兵庫県大規模事故現地調査班

大規模事故災害現場の状況を迅速、的確に把握するとともに、広域支援の必要性等の判断に資するため、事故発生の第一報を受け、直ちに県災害対策センター及び事故発生地の県民局・県民センターから県職員を派遣し、災害に関する情報の収集・伝達等を行うこととする。

(2) 兵庫県大規模事故災害現地支援本部

現地調査班等からの情報に基づき、現地において迅速に対応策を講じる必要があると判断される場合には、現地支援本部を設置して、広域支援をはじめとする緊急対策の検討、実施に当たることとする。

(3) 兵庫県大規模事故災害対策本部及び兵庫県大規模事故災害対策地方本部

① 組織の概要

名 称	兵庫県大規模事故災害対策本部	兵庫県大規模事故災害対策地方本部
設 置 者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができる ^{こと} とする 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長（知事）に報告 ^{すること} とする
本 部 長	知事 災害対策本部の設置をはじめ、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるときに、副知事、防災監の順で、その職務を代理 ^{すること} とする	各県民局長・県民センター長
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター
設置基準	1 航空事故、鉄道事故又は道路事故等が発生し、多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合で、継続して災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき

名 称	兵庫県大規模事故灾害対策本部	兵庫県大規模事故灾害対策地方本部
廃止基準	1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、大規模事故灾害の発生するおそれが解消したと認められるとき	1 当該地域における災害応急対策が概ね終了したと認められるとき 2 当該地域における災害応急対策に備えるために設置した場合で、大規模事故灾害の発生するおそれが解消したと認められるとき
業務	事故灾害対策本部は、県の予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。 特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたることとする。	事故灾害対策地方本部は、当該地域における県の予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。 特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたることとする。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長の決定するところによる。
その 他	1 事故灾害対策本部の運営に当たっては災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 2 国の非常災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする。 3 事故灾害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	1 事故灾害対策地方本部の運営に当たっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 2 国の非常災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする

② 伝達方法

大規模事故灾害対策本部又は大規模事故灾害対策地方本部の設置その他の事項の伝達方法は配備の伝達に準じることとする。

(4) 兵庫県大規模事故灾害現地対策本部

県は、事故の規模や態様によっては、被災地を管轄する県民局等に現地対策本部を設置するなど、迅速な意思決定や、市町、その他防災関係機関等との間での総合調整機能の強化を図ることとする。

名 称	兵 庫 県 大 規 模 事 故 灾 害 現 地 対 策 本 部
設 置 者	知事
本 部 長	災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。
設置場所	被災地を管轄する県民局等
設置基準	航空灾害、鉄道灾害、道路灾害等により多数の死傷者等が発生するなど、災害の状況などにより特に被災地において、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき

名 称	兵 庫 県 大 規 模 事 故 灾 害 現 地 対 策 本 部
廃止基準	現地における災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
業務	1 災害対策本部長が、現地対策本部長に委任した事務の実施 2 国の非常災害現地対策本部が置かれたときの、これとの調整・協議
告示	現地対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる
その他	1 現地対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする 2 現地対策本部の組織については、災害の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする 3 国の非常災害現地対策本部が置かれたときは、これとの緊密な連絡調整を図ることとする

(5) 標識

① 腕章

災害対策本部、災害対策地方本部及び現地災害対策本部の本部長、副本部長、本部員等は、災害応急対策に係る業務に従事するときは、原則として腕章をつけることとする。

② 標旗等

災害応急対策に係る業務に使用する県の自動車には、原則として「兵庫県災害対策本部」の記載のある標旗又は横幕をつけることとする。

③ 身分証明証

災害応急対策に係る業務に従事する兵庫県職員は、それを証する身分証明証を携帯することとする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における災害発生時の防災組織については、関係省庁の防災業務計画等に基づき、各機関が定めるところによる。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町災害対策本部の設置基準
- (2) 市町災害対策本部の業務内容
- (3) 市町災害対策本部の組織、運営
- (4) 市町長に事故があるときの対応
- (5) その他必要な事項

第4節 防災関係機関等との連携促進

第1款 関係機関との連携

[実施機関：近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪空港事務所、県危機管理部、県土木部、県公安委員会、県警察本部、市町、消防本部、空港管理者、医師会、医療機関等]

第1 趣旨

災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第2 内容

1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携

(1) 大阪国際空港

関西エアポート株式会社においては、大阪国際空港内及び空港周辺における航空機緊急事態（空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、若しくは空港に着陸しようとする航空機又は空港から離陸した航空機に事故発生のおそれがある場合をいう。）に際して、消火救難活動については、伊丹、豊中、池田の各消防本部と「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」、医療救護活動については、豊中、池田、伊丹の各医師会と「大阪国際空港救急医療活動に関する協定書」、更に日本赤十字社大阪府支部と兵庫県支部との間でそれぞれ「大阪国際空港応急救護活動に関する協定書」を締結しており、関係機関は、これらに基づく対応をとることとする。

また、大阪国際空港における消火救難業務に関して、大阪国際空港は、大阪国際空港に事務所を有する企業と「大阪国際空港における消火救難業務に関する協定書」を締結しており、関係機関は大阪国際空港内の航空機緊急事態に際しては、これに基づく対応をとることとする。

(2) 但馬空港

但馬空港ターミナル株式会社においては、但馬空港及びその周辺における消火救難活動について、豊岡市消防本部と「豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定」、医療救護活動については、公立豊岡病院と「兵庫県立但馬飛行場医療救護活動に関する協定書」、但馬空港内に事業所を有する団体と「飛行場内事業所等との協力協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。

(3) 神戸空港

関西エアポート神戸株式会社においては、神戸空港及びその周辺における消火救難活動及び医療救護活動について、「航空機事故及び施設火災等の災害時における協力に関する協定」、「神戸空港における消火救難業務に関する協定」、「災害発生時の広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用に関する協定」を兵庫県や神戸市をはじめとする各関係機関とそれぞれ締結しており、緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。

2 高速道路に係る消防相互応援協定・覚書

高速道路における消防業務の責任分担や応援を定めた協定・覚書が定められており、関係機関はこれに基づいた消防活動を行うこととする。

また、県内の高速道路及び自動車専用道路を対象とする危険物運搬車両等の事故への対応として、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」が定められており、中部近畿産業保安監督部近畿支部、県、県警察本部、消防機関、道路管理者等は、この指針に従い対応することとする。

3 国の非常災害対策本部との連携

県は、国の非常災害対策本部又は現地対策本部が組織されることとなったときは、これらと緊密な連携を図ることとする。

4 県の措置

(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定により、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対して、応急対策の実施を要請することとする。

- ① 援助を必要とする理由
- ② 援助を必要とする人員、装備、資機材等
- ③ 援助を必要とする場所
- ④ 県内経路
- ⑤ 期間その他必要な事項

なお、長期にわたる職員の派遣の要請及び内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第29条及び第30条の規定による。

(2) 他の都道府県に対する応援要請

- ① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請
- ② 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請（岡山県、鳥取県）
- ③ 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請
- ④ その他の応援要請

(3) 市町に対する応援

- ① 市町長からの応援要請に対する協力（災害対策基本法第68条）
知事は、市町長から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な協力をを行うこととする。
- ② 市町間の応援に対する指示（災害対策基本法第72条）
知事は、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、他の市町長を応援すべきことを指示することができるとしている。
- ③ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）
 - ア 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第6項～8項）
 - イ 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

(4) 業界、民間団体等に対する応援協力の要請

県は、応急対策の実施に係る協定等に基づき、応援協力を要請することとする。

5 県公安委員会の措置

(1) 大規模事故災害発生時における他都道府県警察への援助要求

県公安委員会が他の都道府県警察本部に対し援助の要求を行うこととする。

(2) (1)の要請に基づく他都道府県の警察官は、県公安委員会の管理の下にその職務を行うこととする。

6 消防本部の措置

(1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制

- ① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援
- ② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第43条）
知事は、非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、災害防禦の措置に関し、必要な指示をすることとする。

(3) 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）

知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊、大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱に基づくヘリコプターの応援を要請することとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求ることとする。

○ 緊急消防援助隊応援要請先

区分		平日（8:30～18:15）	左記以外
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

(2) 関係機関との連携

① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第42条）

消防及び警察は、県民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力することとする。

② 消防及び自衛隊の相互協力（大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（消防庁、防衛庁））

ア 連絡調整責任者

消防側 県防災監、神戸市消防局長

自衛隊側 中部方面特科連隊長

イ 情報交換内容

- ・ 大規模事故災害の状況に係る情報
- ・ 救援活動の態勢に係る情報
- ・ その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

7 市町の措置

(1) 災害対策基本法に基づく応援要請

- ① 知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- ② 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条～第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

(2) 周辺市町との連携

- ① 事故発生地の周辺市町は、必要に応じて、問い合わせ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等にあたることとする。
- ② 県及び事故発生地の市町は、当該市町の周辺市町等との情報共有に努めることとする。
- ③ 周辺市町は、必要に応じて、事故発生地の市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡調整を図るなど、事故発生地の市町との連携強化に努めることとする。

8 関係機関の連携強化

(1) 県、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊、海上保安本部、災害拠点病院等の医療機関及び事業者等は、必要に応じ、可能な限り隣接して現地指揮所等を設営するとともに、事故現場における協議調整の場と

して現地調整所を設けることとする。

- (2) 現地調整所には、関係機関の現場の責任者等を配置し、相互の役割分担を明確にするとともに、共通の対応方針のもと、救助、消火、避難誘導及び医療活動等の応急対策活動を展開することとする。
- (3) 県は、必要に応じて関係市町と連携して、情報収集、記録、広報等、現地調整所等の円滑な運営を支援するための要員を派遣することとする。

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 知事等に対する応援要請
- (2) 他の市町長に対する応援要請
- (3) 応援協定に基づく応援要請
- (4) その他必要な事項

[資料] 「但馬空港緊急業務処理要領」

第4節 防災関係機関等との連携促進

第2款 自衛隊への派遣要請

[実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、県警察本部、市町]

第1 趣旨

災害時に人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

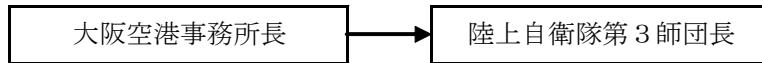
第2 内容

1 大阪空港事務所長が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

大阪空港事務所長は、収集した航空災害の被害情報等から判断し、必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を要請することとする。

この場合において、大阪空港事務所長は、知事に対し、自衛隊の派遣要請した旨及びその内容を連絡することとする。

災害派遣要請系統は、次のとおりとする。



2 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

(1) 災害派遣要請の方法

① 指定地方公共機関等の長 → 知事 → 自衛隊

ア 鉄道災害、道路災害等で、人命又は財産に係る大規模な事故について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、次の事項を明らかにして、当該機関から直接知事へ連絡することとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

・要請責任者の職氏名

・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

・派遣地への最適経路

・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

イ 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認める場合には、直ちに自衛隊に要請するとともに、その旨を警察本部長に通報することとする。

② 市町長 → 知事 → 自衛隊

ア 市町長は、大規模事故災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、前号アに掲げる事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

イ 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認める場合には、直ちに自衛隊に要請するとともに、その旨を県警察本部長等に通報することとする。

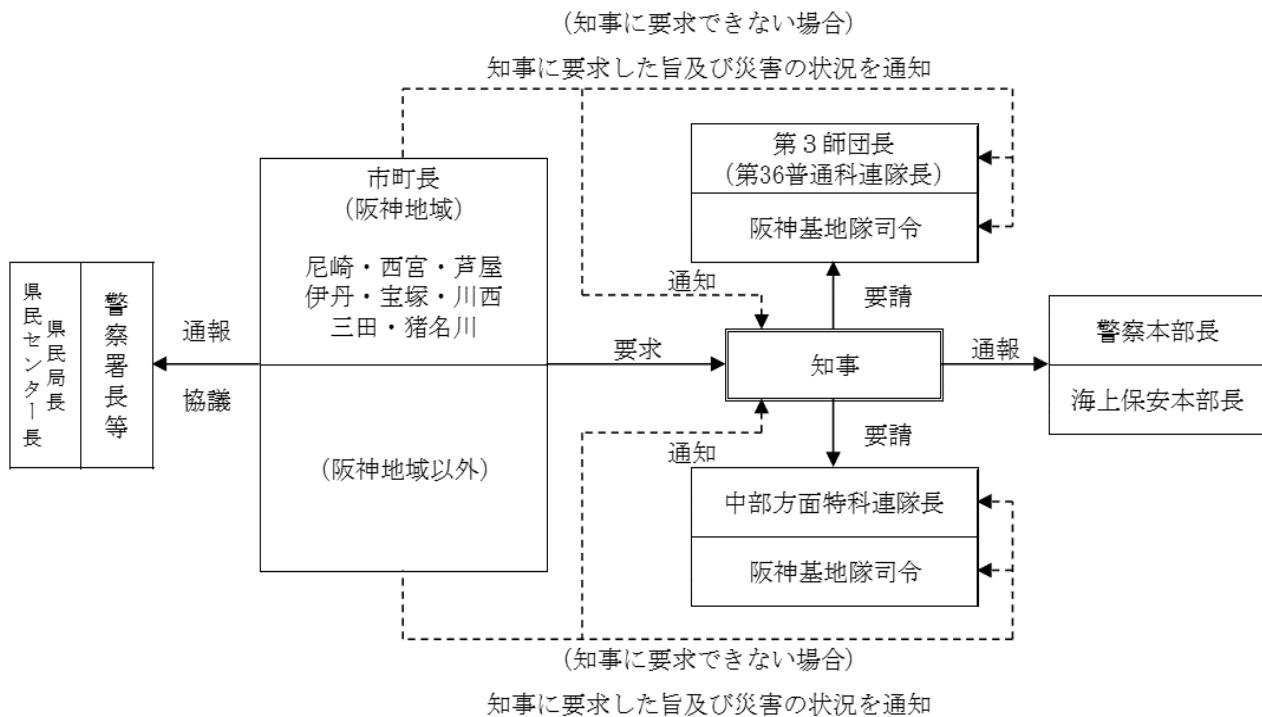
ウ 市町長は、通信の途絶等により、知事に対して前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができるとすることとする。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣できることとする。

エ 市町長は、前記ウの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

オ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要がないと決定した場合には、直ちにその旨を要求のあった市町に連絡することとする。

○ 派遣及び撤収要請手続経路



③ 指定地方公共機関等の長 → 知事 → 自衛隊

特殊な災害（鉄道事故、工場災害、鉱山災害等多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号アに掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡することとする。

④ 知事 → 自衛隊

知事は、災害に際し、自ら災害応急対策を実施する場合等で、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊に災害派遣の要請をすることとする。

(2) 要請先等

① 要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	阪神地域への派遣……第3師団長 上記以外の地域への派遣……中部方面特科連隊長	伊丹市広畑1の1 姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	

(注) 阪神地域とは7市1町（尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、三田の各市及び猪名川町）を指す。

② 連絡先

区 分		電 話 番 号	
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	(078)362-9988 FAX (078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX (078)362-9911～9912
自衛隊	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線 3734, 3735 FAX 3724	(072)781-0021 内線 3301 (司令部当直) FAX 3301
	中部方面特科連隊 (第3科)	(0792)22-4001 内線 650, 238 FAX 239	(0792)22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398
	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	(072)782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034
	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線 230 FAX 239	(078)441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389

注)緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 任務分担

① 県 (災害対策本部)

現場責任者を現地に派遣し、現地（市町等）と自衛隊間の折衝及び調整を行うこととする。

② 県警察本部（災害対策本部警察部）

「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力をを行うこととする。

③ 派遣を要請した機関又は市町

ア 作業実施期間中の現場責任者の指定

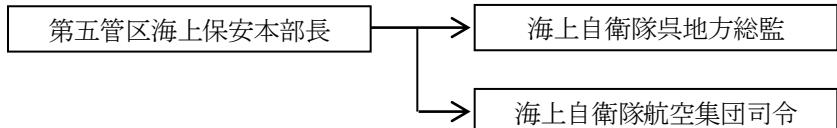
イ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るもの）を除く。）

ウ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

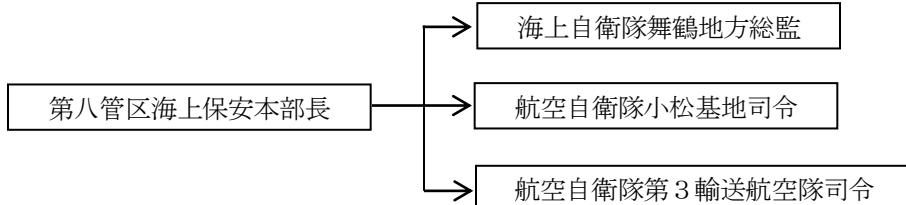
3 海上保安本部長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。

(1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。



(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。



4 撤収要請

大阪空港事務所長、知事又は管区海上保安本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、市町長、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。

知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。

5 情報連絡体制

- (1) 知事は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合で必要と認めるときは、適時各種情報を関係部隊の長へ連絡することとする。
- (2) 知事は、災害に際し、陸上自衛隊中部方面特科連隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令に対し、連絡班の派遣を依頼するとともに、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた指定部隊等の長と密接に連絡調整することとする。
- (3) 災害に際し、県、その他の防災関係機関は、陸上自衛隊中部方面特科連隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令から、連絡班の派遣を受けることとする。

6 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、大阪空港事務所長、知事、管区海上保安本部長、（以下、「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。
- (2) 災害の救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをすることとする。

① 自主派遣の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとする。

② 指定部隊等の長

中部方面総監、第3師団長、中部方面特科連隊長、呉・舞鶴地方総監、阪神基地隊司令、徳島教育航空群司令、小松島航空隊司令、小松・美保基地司令

- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍において、大規模事故災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

7 活動内容

自衛隊が、災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備によって異なるが、概ね下記の活動を行うこととする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

(4) 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(5) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(6) 応急医療・救護・防疫

被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

(7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(8) 給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

(9) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(10) 危険物等の保安及び除去

能力上可能なものについて危険物等の保安措置及び除去

(11) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

8 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものと除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものと除く。）
- (5) 島嶼に係る輸送費等

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 派遣要請要領
- (2) 任務分担
- (3) その他必要な事項

第5節 専門家・専門機関等への協力要請

[実施機関：県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県土木部、市町]

第1 趣旨

大規模事故災害が発生し、又は発生のおそれがあるときなどにおける専門家等への協力要請について定める。

第2 内容

1 専門家・専門機関等の協力

(1) 要請

県は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、連携を図つて専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求ることとする。

(協力を得る事項の例)

- ・ 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- ・ 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毐等の治療）
- ・ 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- ・ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- ・ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- ・ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- ・ 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- ・ 代替交通対策
- ・ 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

(2) 被災市町への助言等

県は、市町からの要請又は必要に応じ、被災市町に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣することとする。

(3) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上、負担することとする。

(空白)

第3章　円滑な災害応急活動の展開

第1節 救援・救護活動等の実施

第1款 捜索、救助、消火及び避難誘導活動

[実施機関：大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、県土木部、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者]

第1 趣旨

大規模事故災害による負傷者や行方不明者を捜索し、救助・保護するための対策について定める。

第2 内容

1 捜索活動

- (1) 航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、県、県警察本部、市町及び消防機関は、大阪航空局等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施することとする。
- (2) 海上保安本部は、海上における捜索活動を行うこととし、更に可能な場合は、必要に応じ、県及び市町の活動を支援することとする。
- (3) 自衛隊は、必要に応じて捜索活動を行うこととする。

2 救助活動

(1) 事業者等

① 航空災害

空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助活動を行うこととする。

② 鉄道災害

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救出活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めることとする。

③ 道路災害

道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、県、市町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力することとする。

(2) 県

県は、市町等から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じることとする。

① 県職員の派遣

② 他の市町長に対する応援の指示

③ 自衛隊に対する災害派遣要請

④ 兵庫県建設業協会に対する「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設用資機材及び労力の支援要請

⑤ その他救助活動に関する総合調整

(3) 県警察本部

県警察本部は、次の措置を講じることとする。

① 負傷者の救出救助及び行方不明者の捜索の実施

② 必要な交通規制の実施

(4) 市町

① 市町は、必要に応じ、市町地域防災計画に定める「救出班の編成」「資機材の保有調達計画」に基づき、職員の動員と負傷者等の救助を実施することとする。

② 市町は、救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救助活動の実施を要請す

ることとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

(5) 消防機関等

- ① 消防機関は、迅速な負傷者等の救助活動を実施することとする。
- ② 被災市町以外の市町等は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めることとする。
- ③ 知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求めることがある（なお、消防庁長官は、都道府県の要請を待つことまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。）。

また、救助活動に当たって、建設資機材が必要な場合、消防機関等は、県を通じて県建設業協会に建設資機材の提供を要請することとする。

- ④ 緊急消防援助隊は、広域的な応援を要する場合に、消防庁長官の要請により出動することとする。

(6) 自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救助活動を実施することとする。
(→「第3編第2章第4節第2款 自衛隊への派遣要請」の項を参照)

(7) 海上保安本部

- ① 海上保安本部は、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等により、海上における救助活動を実施することとする。
- ② 海上保安本部は、必要に応じ、県及び市町等の活動を支援することとする。
- ③ 海上保安本部は、負傷者等の搬送に当たって臨時ヘリポートの使用等、関係機関との緊密な連携を図ることとする。

(8) その他

- ① 救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行することとする。
- ② 救助活動を実施する機関は、狭隘な場所においても使いやすい小型軽量の装備資機材等の充実に努めるとともに、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努めることとする。

3 消火活動

(1) 事業者等

① 航空灾害

ア 空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行うこととする。

航空機の消火に当たっては、積載された緊急用酸素の爆発等の可能性に十分留意するとともに、航空燃料の燃焼（油火災）に対し、的確な消火活動を行うこととする。

イ 空港管理者は、必要に応じ、県、市町に対して応援を要請することとする。

② 鉄道灾害

鉄道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めることとする。

③ 道路灾害

道路管理者は、県、市町等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力することとする。

(2) 消防機関

- ① 消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施することとする。
- ② 消防機関は、化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施することとする。
特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行うこととする。
- ③ 消防機関は、警察署、市町等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定することとする。
- ④ 発災現場以外の区域の消防機関は、発災現場を所管する消防機関等からの要請又は相互応援協定に基づき応援をすることとする。

(3) 公安委員会（県警察本部）

- ① 警察署は、消防機関、市町等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るため、必要に応じて立ち入り禁止区域を設定することとする。
- ② 公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保することとする。

(4) 海上保安本部

海上保安本部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保することとする。

(5) 県

県は、市町及び消防本部から要請があった場合、または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し、次の措置を講じることとする。

- ア 県消防防災ヘリコプターの出動（神戸市が保有する消防ヘリコプターを含む。）
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第44条に基づく市町村長又は消防長に対する指示

4 避難誘導活動

航空機、列車又は自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長、鉄道の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させることとする。

また、列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、市町は、必要に応じて、管轄の警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行うこととする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 救出班の編成
- (3) 必要な資機材の保有・調達
- (4) その他必要な事項

第1節 救援・救護活動等の実施

第2款 医療活動等の実施

[実施機関：大阪空港事務所、県危機管理部、県保健医療部、県土木部、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等]

第1 趣旨

大規模事故災害により、集団的に発生する負傷者等に対して、災害現場でのトリアージ及び応急処置の実施、搬送医療機関の選定、受入医療機関における救急医療の提供に至る一連の災害時の医療活動の原則について定める。

第2 内容

1 実施方法

市町は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。

県は、市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど市町を支援することとする。

(1) 現地救護所の設置

- ① 市町は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは負傷者等の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者等の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置することとする。
- ② 県は、市町の設置する現地救護所への救護班等の派遣について、協力することとする。

(2) トリアージの実施と現場での医療活動

市町等は、必要に応じ、地区医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。

医師等は、救護班や救急隊員等が負傷者等の重症度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行うこととする。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行うこととする。

(3) 特殊な治療活動の実施

① 空港管理者、県、市町、消防本部、その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班等の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとることとする。

(→ 「本節第3款 特殊な医療活動等への対応」参照。)

② 鉄道事業者、道路管理者、県、市町、消防本部、その他関係機関は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとることとする。

(4) 負傷者等の搬送先の確保

① 負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、災害救急医療情報システムを活用し、必要に応じて災害医療コメディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮することとする。

- ア 救急告示病院・診療所
- イ 2次救急医療機関
- ウ 災害拠点病院
- エ その他の医療施設
- オ 現地救護所
- カ 寺院（死者の場合）

- ② 県は、消防機関等からの要請に基づき、又は自ら必要があると認める場合は、搬送先医療機関の広域的な調整に当たることとする。
- ③ 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部（警察署）に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。

(5) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- ① 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施することとする。
- ② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。

- ア 救急指定病院の患者搬送車の活用
- イ その他の応急的に調達した車両の活用
- ウ 隣接市町への応援要請

- ③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院へヘリコプターの出動を要請することとする（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）。

また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

（ヘリコプターを有する他機関）

- ・ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ・ 自衛隊
- ・ ドクターヘリ基地病院 等

(6) 医薬品等の供給

- ① 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合、県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）と連携し、補給及び調整を行うこととする。
- ② 県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんすることとする。
- ③ 県（薬務課）は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品等の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。
- ④ 県（薬務課）は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請することとする。
- ⑤ 販売業者は、県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）と調整し、市町等の指定する搬送先医療機関への供給を行うこととする。

(7) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とすることとする。

2 県における活動

(1) 情報の収集

- ① 地域保健医療情報センター及び災害拠点病院は、災害医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、都市医師会等関係機関と連携しつつ、情報を収集し、県広域災害・救急医療情報システムを活用す

るなどして、県（医務課）に報告することとする。

② 県（医務課）は、以下の情報収集を行うこととする。

ア 災害現場周辺地域の診療可能状況及び空床状況の把握

イ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握

ウ 道路の状況等に関する情報の収集

エ ヘリコプターの運航状況の確認

③ 県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。

ア 災害薬事コーディネーターと連携し、業務可能な薬局の状況を把握

イ 兵庫県赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会

ウ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認

（2）情報の提供

① 県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、医療機関等に対し、次のとおり情報提供を行うこととする。

ア 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時離着場の位置、連絡先等）の提供

イ 市町に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量等）の提供

② 県は、消防本部に患者受入可能医療機関を周知することとする。

（3）救護班の派遣等関係機関への要請

① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し、次の要請を行うこととする。

ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部、県立病院、国立病院、公的病院、私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請

イ 県等のヘリコプターの待機要請

ウ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への負傷者受入れの要請

エ 自衛隊、海上保安本部に対する船艇・航空機による負傷者搬送についての待機要請

オ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請

カ 兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

キ 日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）の派遣要請

② 県（薬務課）は、必要に応じて、以下の要請を行うこととする。

ア 兵庫県赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請

イ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸業協会等に対する医薬品等の確保の要請

ウ 兵庫県薬剤師会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

③ 県（健康増進課）は、必要に応じて、以下の要請を行うこととする。

ア 日本歯科医師会に対する日本災害歯科支援チーム（JDAT）の派遣要請

イ 日本栄養士会に対する日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣要請

④ 兵庫DMA T

ア 災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMA Tの派遣を行うこととし、派遣先については県又は災害医療センターと調整することとする。

イ 県は、災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班を派遣、活動した場合においても、状況を鑑み、その派遣、活動が必要であったと認めるときは、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。

（4）患者等搬送体制

① 県は、県内の各消防本部と情報交換を図りながら、円滑な負傷者等の搬送が行われるよう調整を行うこととする。

- ② 県は、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による負傷者搬送を行えるよう自衛隊、海上保安本部、ドクターヘリ基地病院等と調整を行うこととする。
- ③ 県は、ヘリコプターによる患者搬送等に当たって被災地外から同乗できる医師を確保することとする。
- ④ 県は、被災地への医療従事者等の派遣についても、必要に応じてヘリコプターや船舶を活用することとする。

3 災害拠点病院の活動

(1) 災害が他の災害医療圏域で発生した場合

- ① 被災圏域で対処できない負傷者等を受け入れ、治療を行うこととする。
- ② 被災圏域へ救護班を派遣することとする。
- ③ 広域災害・救急医療情報システムを活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じることとする。

(2) 災害が自らの災害医療圏域で発生した場合

- ① 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たることとする。
- ② 必要に応じて、災害現場へ救護班を派遣することとする。
- ③ 災害拠点病院の医師等の確保の状況等を考慮して、他の医療機関への転送が適当と判断された負傷者の搬送について消防本部へ要請することとする。
- ④ 広域災害・救急医療情報システムを活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。

4 市町地域防災計画に定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 現地救護所の設置
- (3) 救護班の編成
- (4) 負傷者等の搬送及び収容
- (5) 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達
- (6) その他必要な事項

第1節 救援・救護活動等の実施

第3款 特殊な治療活動等への対応

[実施機関：大阪空港事務所、近畿厚生局、県危機管理部、県保健医療部、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、自衛隊等]

第1 趣旨

航空災害、鉄道災害、道路災害等に伴い発生する、多発外傷、広範囲熱傷等による負傷者への対応、有毒ガス、化学物質等による中毒患者への対応等特殊な治療活動等への対応について定める。

第2 内容

1 多発外傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

- ① 消防本部等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、医療機関に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、各市町の災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送することとする。
- ② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。
県は、搬送担当機関、医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、搬送先医療機関の広域調整、救護班の派遣要請等の準備をすることとする。
- ③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院へヘリコプターの出動を要請することとする。
また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求ることとする。

(2) 二次搬送等

- ① 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送の要請をすることとする。また、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。
- ② 消防本部及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施することとする。

2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

- ① 搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者等を発見した場合は、県広域災害・救急医療情報システムを活用し必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整えることとする。
- ② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。
県は、搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、県外を含む搬送先医療機関の広域調整等の準備をすることとする。

③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県又はドクターへリ基地病院等へヘリコプターの出動を要請することとする。

また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求ることとする。

(2) 二次搬送等

① 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等へ二次搬送の要請をすることとする。また、必要に応じて地域医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。

② 消防本部及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。

なお、県は、搬送に当たっては、必要に応じて、県消防防災ヘリコプターの活用のほか、航空機を有する関係機関への搬送依頼を行うこととする。

3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

(1) 原因物質の特定

① 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部、警察署等は、速やかに医療機関に情報提供するとともに、原因物質の特定が困難な場合は、公益財団法人日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行うこととする。

② 消防本部、警察署、医療機関、健康福祉事務所・市保健所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康生活科学研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼することとする。ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行うこととする。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努めることとする。

(2) 二次搬送等

① 消防本部、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用しつつ、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努めることとする。

② 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市町に解毒剤の確保を依頼することとする。

県（薬務課）は、市町から要請があった場合等、必要に応じて解毒剤の確保に努めることとする。

③ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送の要請をすることとする。また、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。

④ 消防本部及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。

4 広域支援の要請等

(1) 県は、必要に応じ、厚生労働省（近畿厚生局）を通じ、又は近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、他府県等に医療関係者の緊急派遣を要請することとする。

(2) 県等は、市町からの要請又は負傷者の態様、人数などの状況を考慮し、自衛隊の派遣（医療及び航空機等による搬送）が必要と判断した場合は、自衛隊の災害派遣を要請することとする。

5 市町地域防災計画に定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 災害拠点病院等への救急搬送体制

(3) その他必要な事項

第2節 緊急輸送活動及び代替輸送

[実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県危機管理部、県土木部、県民局
・県民センター、市町、県警察本部、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等]

第1 趣旨

災害時における安全かつ円滑な緊急輸送活動及び代替輸送について定める。

第2 内容

1 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者及び県警察本部は、緊密に連携し、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。

2 陸上交通の確保等

道路管理者及び県警察本部は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

(2) 被災地域への流入抑制

県警察本部は、災害が発生した直後、人命救助、被害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員及び物資の輸送を行う車両等の通行の確保を図ることとする。

① 災害発生直後は、被災地域への車両の流入抑制を図り、緊急通行車両など災害発生の初期段階において真に必要な車両の通行を確保するため、高速自動車国道・自動車専用道路を中心として、道路交通法第4条による広域的な交通規制を速やかに実施する。

② 被災地域への車両の流入抑制を図るため実施された交通規制の範囲、交通規制の対象について、広報を実施する。

③ 大規模災害時の交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定等について関係府県警察、道路管理者等と連絡、調整を行う。

④ 県警察本部は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限することとする。

⑤ 高速道路警察隊長、警察署長又は現場警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制

負傷者の救助、消防等の災害応急対策が円滑に行われるため、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、道路交通法及び災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

(4) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施することとする。

② 応急復旧業務の実施

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県（県土整備部）は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

(5) 交通マネジメント

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町等で構成する「兵庫県災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

3 海上交通の確保等

- (1) 海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し又は禁止することとする。
- (2) 海上保安本部は、防災関係機関から負傷者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、速やかにその要請に応じることとする。

4 航空交通の確保等

- (1) 空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行うこととする。
- (2) 県、市町は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。
また、県、市町は、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保することとする。

5 代替輸送の実施

- (1) 鉄道災害発生時において、当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めることとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について努めることとする。

なお、当該鉄道事業者は、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（近畿運輸局、県警察本部、道路管理者等）と速やかに協議することとする。

また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意することとする。

- (2) 道路災害発生時において、道路管理者、近畿運輸局、近畿地方整備局、県、県警察本部、市町、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施することとする。

既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、交通弱者対策に留意することとする。

- (3) 神戸運輸監理部は、必要に応じて旅客定期航路の延長、寄港地の変更又は増便を旅客船事業者に要請することとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 道路の被災情報の収集
- (2) 道路の応急復旧
- (3) 市町が自ら市町域内において緊急輸送を行う場合の措置
- (4) 市町が自ら他機関に緊急輸送を依頼した場合の措置
- (5) その他必要な事項

第3節 こころのケア対策の実施

[実施機関：県福祉部、健康福祉事務所、県教育委員会、市町、市保健所、県医師会、航空運送事業者、鉄道事業者等]

第1 趣旨

大規模事故災害時におけるP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

第2 内容

1 被災者等のこころのケア対策

- (1) 県は、神戸市と連携し、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。
- (2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、業務調整員（精神保健福祉士、臨床心理技術者等）等で構成された「ひょうごD P A T」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する）。
- (3) 県は、「ひょうごD P A T」の派遣にあたっては、「ひょうごD P A T」調整本部を設置し、D P A T活動に対する後方支援を行うこととする。
- (4) 県は、「ひょうごD P A T」だけでは対応できない場合、厚生労働省や他の都道府県に対して、県外D P A Tの派遣要請を行うこととする。
- (5) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうごD P A T」活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。
- (6) 県（健康福祉事務所）は、「ひょうごD P A T」活動拠点本部の管理運営を行うこととする。
- (7) 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうごD P A T」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。

2 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

- (1) 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、市町と連携して情報の提供や知識の普及に努めることとする。
- (2) 県は、市町と連携して、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行うこととする。

3 こころのケア連絡会議の開催

県（健康福祉事務所）は、関係機関との活動の連携を図り、今後の対策を決定するためにこころのケア連絡会議を開催することとする。

4 児童生徒のこころのケア

県（教育委員会）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施することとする。

- ① 教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ カウンセラーの派遣
- ④ 教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こども家庭センター等の専門機

関との連携

- ⑤ 事故により、心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童生徒の実態を把握し、当該児童生徒へのより効果的なこころのケアに資するための実態調査

5 事業者によるこころのケア対策

航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努めることとする。

- ① 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置
- ② 被災者及びその関係者への巡回訪問
- ③ 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施

6 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者にはP T S Dの症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めることとする。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めることとする。

7 医療機関と健康福祉事務所（保健所）との連携

医療機関及び健康福祉事務所（保健所）は、負傷者の病院における治療から、退院後のこころのケアを含む健康管理に円滑に移行できるよう、相互の連携強化に努めることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被災者等のこころのケア
- (2) 救援活動従事者のメンタルヘルス維持
- (3) その他必要な事項

第4節 遺体の保存、身元確認等の実施

[実施機関：近畿管区警察局、県福祉部、県警察本部（警察署）、市町等]

第1 趣旨

大規模事故災害による身元確認前の遺体の保存、身元確認及び遺体の火葬の実施について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 管轄の警察署は、検視及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すこととする。
- (2) 管轄の警察署は、身元確認に当たっては、県を通じて県医師会、県歯科医師会等の協力を求めることがある。
また、遺体の損傷が激しく身元確認が困難な遺体については、必要に応じ、県警察本部鑑識課及び科学捜査研究所等の機関に依頼して、指紋、血液型、DNA型鑑定等により身元の確認を行うこととする。
市町等は、警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力することとする。
- (3) 市町は、引渡しが行われた後に、必要に応じて遺体の火葬等を実施することとする。

2 大規模事故発生時の県、市町の連携

県は、多数の犠牲者が発生した場合には、市町からの要請に基づき、国等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努めることとする。

(1) 遺体収容場所の確保

- 市町は次の各項目を基本に遺体収容場所を確保することとする。
- ・屋内施設を基本とする。
 - ・市町ごとに複数箇所を確保する。
 - ・避難場所、医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
 - ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。
 - ・証明設備、水道設備を有していること。

(2) 遺体の保存

県は、警察署又は市町からの要請があった場合は、民間事業者等の協力を得て、ドライアイス及びひつぎ等を確保し、あっせんすることとする。

(3) 広域火葬の実施

- ア 県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接、又は厚生労働省の協力を得て、近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請することとする。
- イ 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知することとする。
- ウ 市町は、県の調整結果に基づき、具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 処置班の編成
- (3) 遺体収容所（所在、名称、収容能力）
- (4) 遺体の処置・収容
- (5) その他必要な事項

第5節 雑踏事故の応急対応

[実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防機関、県警察本部、県危機管理部、県保健医療部、市町、医師会、医療機関]

第1 趣旨

雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

第2 内容

1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、消防機関、警察署、県、市町、地区医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図ることとする。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群衆の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行うこととする。
- (2) 消防機関は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させることとする。

3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施することとする。

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防機関、警察署、県（災害対策局）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努めることとする。

(2) 消防機関

- ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手することとする。
- ② 必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。
- ③ 多数の負傷者が発生した場合、速やかに災害救急医療情報システムを活用し、災害拠点病院、地区医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

(3) 医療機関等

- ① 行事等の主催者等及び消防機関と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努めることとする。
- ② 地区医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めることとする。

(4) 県警察本部（警察署）

- ① 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこととする。
- ② 事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保することとする。
- ③ 主催者等関係機関と連携して、効果的な広報活動によって人心の安定を図ることとする。

(5) 県

県は、雑踏事故発生の第一報を受けた場合、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を求めるなど、消防本部、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、地区医師会等と連携して、負傷者の搬送手段及び搬送先医療機関の確保にあたるとともに、医療関係者の現地派遣の調整に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 関係機関の連携
- (2) 実施責任
- (3) その他必要な事項

第6節 危険物等への対策の実施

[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県総務部、県危機管理部、県保健医療部、県環境部、県産業労働部、県農林水産部、県土木部、県警察本部、市町、消防本部、道路管理者等]

第1 趣旨

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関して、保安及び応急対策について定める。

第2 内容

1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をすることとする。

2 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者（以下、「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

（1）連絡通報

- ① 責任者又は発見者は、発災時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報することとする。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めることとする。
- ② 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

（2）初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。
ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従うこととする。

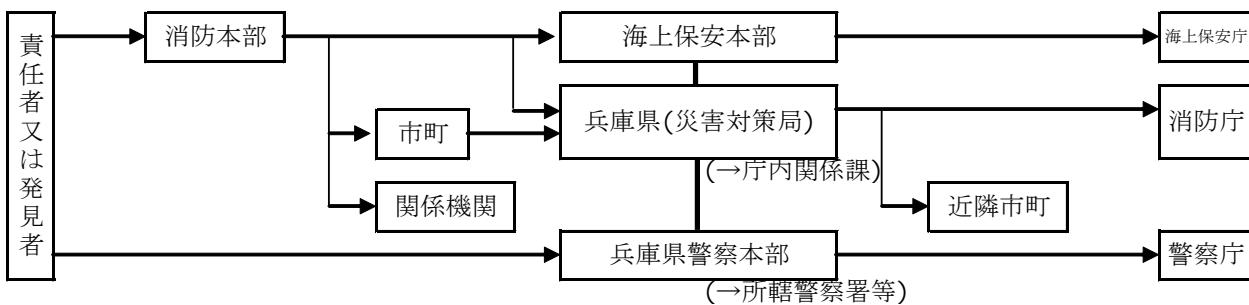
3 県、市町その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施することとする。

（1）災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市町、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。

情報系統図（第1報）



- 注 1 庁内関係課とは、薬務課（毒物・劇物の関連する災害の場合）等を指す。
2 県警察本部から連絡する所轄警察署等とは、所轄警察署及び県警交通部高速道路交通警察隊（高速道路及び自動車専用道路上の災害の場合）を指す。
3 県は、市町からの要請に基づき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊の派遣を要請することとする（第3編第2章第4節第2款 「自衛隊への派遣要請」（P96～）参照）。

（2）災害広報

- ① 市町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。
- ② 県は、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、市町と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図ることとする。

（3）危険物等の特定

- ① 消防本部、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。
また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。
- ② 県、市町その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行うこととする。

（4）現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、消防本部、県警察本部、海上保安本部、県、その他関係機関は連携して次の活動を行うこととする。

- ① 危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること
- ② 負傷者等を汚染された環境から搬出すること
- ③ 負傷者等の除染を行うこと

消防機関及び警察機関は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施することとする。

（5）救急搬送等

消防本部は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送することとする。

（6）消防応急対策

- ① 消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施することとする。
- ② 県は、必要に応じて知事の応援指示権の発動及び他府県への応援要請を行うこととする。

(7) 避難

市町長は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示・勧告、避難所の開設及び避難所への受入れを行うこととする。

(8) 災害警備

県警察本部、海上保安本部は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期することとする。

(9) 交通応急対策

道路管理者、県警察本部、海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路及び周辺海域の交通対策に万全を期することとする。

(10) 自衛隊、日赤等の出動

県は、必要に応じ自衛隊及び日本赤十字社兵庫県支部等に出動要請を行うこととする。

(11) 専門家・専門機関等による助言

県は、必要に応じて危険物等取扱に関する専門家・専門機関等と連絡をとり、助言等の協力を求めることとする。

(12) 環境モニタリング

県は、災害の規模・態様に応じて、環境モニタリング調査を実施し、市町は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行うこととする。

(13) 住民救済対策

企業、県、市町、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じることとする。

(14) 風評被害の影響の軽減

① 県、市町、その他関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図ることとする。

ア 空港、鉄道、道路等の使用又は供用の状況

イ 被災した構造物等の復旧状況

ウ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果

エ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

② 万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行うこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 危険物等への対策
- (3) その他必要な事項

第7節 災害情報の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、国、県総務部、県危機管理部、市町、消防本部]

第1 趣旨

大規模事故灾害時に被災者及びその関係者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速かつ的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 留意事項

- ① 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県、市町等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することとする。
- ② 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県、市町等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮することとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとする。
- ③ 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を隨時入手したいというニーズに応えるため、Lアラート（災害情報共有システム）やインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。
- ④ 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県、市町等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。
- ⑤ 救助活動を行う機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努めることとする。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のるべき措置等について積極的に広報することとする。
各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものと考えられる。

- ① 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
- ② 避難の必要性の有無
- ③ 危険物等に対する対応
- ④ 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ⑤ 相談窓口の設置状況

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② 市町防災行政無線の活用
- ③ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供

- ④ パソコン通信、インターネット、ファクシミリ、携帯電話（ひょうご防災ネット）等による広報
- ⑤ 県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広報の内容
- (2) 広報の方法
- (3) その他必要な事項

第7節 災害情報の提供と相談活動の実施

第2款 各種相談の実施

[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、消防本部、県警察本部、県総務部、県危機管理部ほか関係部局、市町等]

第1 趣旨

被災者又は関係者からの医療等についての相談、要望、苦情に応じるための相談活動について定める。

第2 内容

1 事業者等の相談活動

航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者は必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するよう人員の配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。

2 県の相談活動

(1) 災害関連相談体制

県は、災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の県民相談窓口に加えて、災害関連総合相談窓口や災害専門相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行うこととする。

(2) 関係機関との連携

- ① 県は、県民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、情報を収集するとともに、即時対応に努めることとする。
- ② 県は、総合相談窓口と各種災害関連専門相談窓口との連携を十分図り、県民からの相談に対応することとする。

(3) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

県は、収集した情報や県民からの相談を記録、整理分類の上、必要により関係機関に報告し、対応を図ることとする。

3 市町の相談活動

市町は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

4 安否確認等の窓口の設置

- (1) 安否情報の収集・提供については、個人情報保護法や個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ（平成18年2月28日）、県個人情報保護条例や県個人情報保護審議会答申等を踏まえて対応することとする。
- (2) 県警察本部は必要に応じ、行方不明者相談所を開設するなど、被害者の家族等に対して安否情報の提供に努めることとする。
- (3) 医療機関は、患者の家族等の受入窓口や待合所を設けるとともに、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、患者の健康状況等に係る情報を提供するなど、間接的な被害者への適切な対応に努めることとする。
- (4) 航空運送事業者や鉄道事業者は、被害者の家族等に対して安否情報を提供するため、相談窓口等を設けて対応することとする。
- (5) 航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、県警察本部、医療機関、県及

び市町は、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図ることとする。

- (6) 県、市町における安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図ることとする。
- (7) 県、市町は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図れるよう普及啓発に努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被災者相談窓口の実施
- (2) その他必要な事項

(空白)

第4編 災害復旧計画

第1節 基本方針

大規模事故災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努めることとする。

第2節 空港関係施設等の復旧

[実施機関：大阪空港事務所、近畿地方整備局、県土木部、神戸市、空港管理者]

空港管理者又は公共ヘリポートの管理者等は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めることとする。また、可能な限り、復旧予定期を明確化することとする。

第3節 鉄道関係施設等の復旧

[実施機関：鉄道事業者、近畿運輸局、県土木部、市町]

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設および車両の復旧に努めることとする。また、可能な限り、復旧予定期を明確化することとする。

第4節 道路関係施設等の復旧

[実施機関：道路管理者、近畿地方整備局、県土木部、市町]

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うこととする。また、可能な限り、復旧予定期を明示することとする。

(空白)